

令和7年度

南三陸町議会会議録

| | | | |
|------|-------|---|---|
| 1月会議 | 1月30日 | 開 | 会 |
| | 1月30日 | 散 | 会 |

南三陸町議会

令和8年1月30日（金曜日）

令和7年度南三陸町議会1月会議会議録

（第1日目）

令和8年1月30日（金曜日）

応招議員（13名）

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 星 | 岳 | 大 | 君 | 2番 | 伊 | 藤 | 俊 | 君 | | | |
| 3番 | 阿 | 部 | 司 | 君 | 4番 | 高 | 橋 | 尚 | 勝 | 君 | | |
| 5番 | 須 | 藤 | 清 | 孝 | 君 | 6番 | 千 | 葉 | 伸 | 孝 | 君 | |
| 7番 | 佐 | 藤 | 雄 | 一 | 君 | 8番 | 後 | 藤 | 伸 | 太 | 郎 | 君 |
| 9番 | 及 | 川 | 幸 | 子 | 君 | 10番 | 今 | 野 | 雄 | 紀 | 君 | |
| 11番 | 三 | 浦 | 清 | 人 | 君 | 12番 | 佐 | 藤 | 正 | 明 | 君 | |
| 13番 | 菅 | 原 | 辰 | 雄 | 君 | | | | | | | |

出席議員（13名）

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 星 | 岳 | 大 | 君 | 2番 | 伊 | 藤 | 俊 | 君 | | | |
| 3番 | 阿 | 部 | 司 | 君 | 4番 | 高 | 橋 | 尚 | 勝 | 君 | | |
| 5番 | 須 | 藤 | 清 | 孝 | 君 | 6番 | 千 | 葉 | 伸 | 孝 | 君 | |
| 7番 | 佐 | 藤 | 雄 | 一 | 君 | 8番 | 後 | 藤 | 伸 | 太 | 郎 | 君 |
| 9番 | 及 | 川 | 幸 | 子 | 君 | 10番 | 今 | 野 | 雄 | 紀 | 君 | |
| 11番 | 三 | 浦 | 清 | 人 | 君 | 12番 | 佐 | 藤 | 正 | 明 | 君 | |
| 13番 | 菅 | 原 | 辰 | 雄 | 君 | | | | | | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | |
|---|---|----|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 千葉 | 啓 | 君 | | | | |
| 副 | 町 | 長 | 三 | 浦 | 浩 | 君 | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 岩 | 淵 | 武 | 久 | 君 |
| 企 | 画 | 課 | 長 | 宮 | 川 | 舞 | 君 | |

| | |
|--------------------|----------|
| 町民税務課長兼 歌津総合支所長 | 芳賀 洋子 君 |
| 保健福祉課長 | 阿部 好伸 君 |
| 農林水産課長 | 佐藤 正行 君 |
| 商工観光課長 | 小野寺 洋明 君 |
| 建設課長 | 遠藤 和美 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 男澤 知樹 君 |
| 上下水道事業所長 | 小野 寛和 君 |
| 南三陸病院事務部事務長 | 佐藤 宏明 君 |
| 教 育 長 | 小松 祐治 君 |
| 教育委員会事務局長 | 及川 貢 君 |
| 選挙管理委員会 事務局書記長 | 岩淵 武久 君 |

事務局職員出席者

| | |
|--------------------|-------|
| 事 務 局 長 | 高橋 伸彦 |
| 次長兼総務係長 兼議事調査係長 | 千葉 雅明 |
| 主 幹 | 佐藤 美恵 |

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 行政報告
- 第 4 報告第12号 令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の報告について
- 第 5 議案第37号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第38号 南三陸町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第39号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

の一部を改正する条例制定について

- 第 8 議案第 4 0 号 業務委託契約の締結について
- 第 9 議案第 4 1 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 0 議案第 4 2 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第 1 1 議案第 4 3 号 令和 7 年度南三陸町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 1 2 議案第 4 4 号 令和 7 年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 3 議案第 4 5 号 令和 7 年度南三陸町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 4 6 号 令和 7 年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 4 まで

午前10時00分 開会

○議長（菅原辰雄君） 皆様、おはようございます。

連日厳しい寒さが続いておりますが、各位には体調管理に留意され、本日の会議に御壮健で出席いただきまして誠にありがとうございました。本日の会議も活発な中にもスムーズな運営に御協力をお願い申し上げます。

当局より令和7年12月15日付の人事に伴う議場出席管理者職員の異動について、これを議会に報告したい旨の申入れがありました。この際これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、令和7年12月15日付の人事異動により議場出席管理職にも異動が生じてございますので、御紹介を申し上げさせていただきます。

お手元に配付をいたしております名簿に照らし、異動対象管理職について御紹介をいたします。

初めに、企画課長宮川舞でございます。前職は商工観光課長であります。（「よろしく願います」の声あり）

次に、商工観光課長小野寺洋明でございます。前職は上下水道事業所長であります。（「よろしく願います」の声あり）

次に、上下水道事業所長小野寛和でございます。前職は議会事務局次長並びに監査委員事務局次長であります。（「よろしく願います」の声あり）

最後に、私、総務課長並びに選挙管理委員会事務局書記長を拝命いたしました岩淵武久でございます。企画課長からの異動であります。よろしく願いをいたします。

なお、三浦副町長の総務課長事務取扱につきましては、同日付で解除となっておりますことをここに御報告を申し上げます。

改めまして、議場出席管理職はもとより、職員一丸となりまして千葉町長の掲げる政策の実現に向け鋭意努力をしてみたいと考えてございますので、引き続きの御指導方よろしく願いをいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（菅原辰雄君） ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、令和7年度南三陸町議会1月会議を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則

第8条の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菅原辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番星岳大議員、2番伊藤俊議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（菅原辰雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（菅原辰雄君） 日程第3、行政報告を行います。

書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第4 報告第12号 令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の報告について

○議長（菅原辰雄君） 日程第4、報告第12号令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第12号令和7年度南三陸町一般会計補正予算に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和8年1月23日に衆議院が解散されたことに伴い、衆議院議員総選挙に要する経費について速やかに予算措置を講じる必要があったため、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った令和7年度南三陸町一般会計補正予算について、

同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

詳細につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） それでは、報告第12号令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。

初めに、議案書の1ページ及び2ページ目を御覧願います。

この報告第12号につきましては、来る2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る経費に関し、補正予算の専決処分をいたしたものでございますことから、簡便に御説明をさせていただきます。

御承知のとおり、去る1月23日に衆議院が解散したことに伴い、いわゆる解散総選挙、さらには当該選挙の期日に執行される最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、同日専決処分により令和7年度一般会計補正予算（第4号）を定めたものでございます。

なお、専決処分の根拠につきましては、先ほど町長からございましたとおり地方自治法第180条第1項でございまして、同条第2項に基づき、この1月会議に報告をさせていただくものでございます。

それでは、別冊の南三陸町一般会計補正予算書の1ページ目をお開き願います。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,674万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億448万円とするものでございます。

続きまして、7ページ目を御覧願います。

歳入でございます。

15款3項1目総務費委託金において、説明欄に記載のとおり、衆議院議員総選挙委託金として1,674万1,000円を計上しているものでございます。

次に、続く8ページ、歳出でございます。

2款4項6目衆議院議員総選挙費であります。予算の具体につきましては、各節説明欄に記載のとおりでございます。それぞれ御確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告第12号令和7年度一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の報告についての細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって報告第4号の件を終わります。

(「はい」の声あり)

あるんでしたら、もっと速やかに挙手をお願いいたします。及川幸子議員。

○9番(及川幸子君) 専決処分だから何だかんだあんまりは聞きませんが、一般職の選挙の時間外手当の分が出ております。その中で管理職2万4,000円、時間外勤務手当709万9,000円出ております。普通ですと、時間外だと職員の人たちの時間外だということが分かるんですけども、管理職の特別勤務手当も2万4,000円出ております。それと、それから地域手当というのが、異動がないんですけども、34万5,000円出ております。その内訳を御説明願います。

○議長(菅原辰雄君) 総務課長。

○総務課長(岩淵武久君) それでは、御説明を申し上げます。

議員お話ございましたとおり、基本的に選挙事務、我々、選挙管理委員会に属する管理職員も従事いたしますけれども、時間外といったものは支給をされません。一方で、深夜等に勤務が及ぶ場合には、管理職に対しては管理職員特別勤務手当ということで、給料といいますか手当が支給されることとなってございます。4,000円の率はございますけれども、総務課に私ともう1名管理職おりますので、その2名で2日といったことで今予定をさせていただいております。どうしても最高裁判官の国民審査もございますので、日付が変わるといった開票作業も予定されるといったことで御理解を賜りたいと思います。

あとは10ページ、11ページの部分の御質問といったことでよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

地域手当の部分は右から4番目の欄でございましてけれども、補正前、補正後で変更はございません。今般の総選挙の執行に伴っていわゆる地域手当、勤務地に応じて支給される手当について変更が生じるといったことはございませんので、増額の予定はないといったこととさせていただきます。

○議長(菅原辰雄君) 及川幸子議員。

○9番(及川幸子君) 職員手当、深夜まで及ぶということで管理職、選挙管理委員会のほうの立場として管理職が携わるという解釈でよろしいですかね。その2名が管理職であっても、今、この手当支給に該当になるということなんですけれども、通常ですと、管理職手当もらっているから管理職は時間外もらえないことがあるけれども、深夜まで選挙管理委員会の立場として管理職の2名の人が遅くまで勤務するから、そこに手当として出すという説明だと私は解しますけれども、それでいいのかということ。

それから、地域手当は、ここは選挙のために増減はないんですけども、一応関連で地域手当はどういう場合にこれは手当が出るのかという内容を聞きたかったわけです。

それと、該当者、今回の衆議院の急なことですら職員がそれぞれの投票所に配置になるわけですけども、何人ぐらい見ているのか。この予算の該当者、手当の該当者、何人になるのかお伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） まず、1点目の管理職の手当と申しますか支給の考え方でございませうけれども、議員お話しのとおり、私は、選挙管理委員会の書記として事務局の書記長といった立場で参加と申しますか従事をさせていただきます。

もう1名の管理職員、総務課におりますけれども、通常は選挙管理委員会事務局の書記といったことで発令はなされてございませうけれども、今般の選挙の執行に伴いまして、地方自治法に基づきまして事務の委嘱といったことがなされてございませう。したがって、いわゆる選挙事務従事者の1人として従事をいただくと、本部機能のほうに参加をいただくといったことと申します。

2点目の地域手当の基本的な考え方ということなんですが、これは何も今回のこの補正予算に限ったお話ではなくて、例えば、いわゆる都市部に勤務する職員に対して、それぞれ東京ですとか仙台ですとか、そういった形の地域ごとに手当の率といったものが定められております。本俸掛ける、一番高いところではたしか20%等となっておりますと記憶してございませうけれども、そういった形で、今現在、町外の公所のほうに勤務をさせていただいている職員が派遣という形でもおりますので、そういった職員に対する地域手当の支給とさせていただきます。

続いて、時間外勤務を含めた選挙事務に従事する職員の数といったお話でございました。

まず、選挙事務時間外勤務手当のほうで区分をさせていただいておりますのは、基本的には、期日前投票の事務に携わる職員並びに本部等の事務局に携わる職員について一括して計上をさせていただきます。これまでの計画段階の数字で恐縮ですが、期日前投票への事務につきましても、延べ人数で恐縮ですけども、80人の職員の従事を予定させていただいていると。

その他の選挙事務ということで、これは選挙管理委員会事務局職員に限ったことではなくて、いろいろ開票所の準備等に携わっていただく職員も委嘱といった形をお願いをさせていただきますので、20人程度といった形で見込ませていただいております。

一方、投開票事務時間外勤務手当でございますが、当日の投票事務は、当日の投票所で事務に従事いただく職員につきましては105人といったことで計算をさせていただいております。

残る部分につきましては、いわゆる開票事務に従事する職員といったことで77人となっております。

なお、今申し上げました時間外勤務手当の人数には、当然、先ほど申し上げました私を含む管理職員特別勤務手当の支給対象職2名は含んでいないといった整理で御理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） ただいまの説明で分かりましたけれども、何しろ期間のないところの選挙なので、職員の皆さんには遺漏のないように頑張ってくださいと思います。

以上、終わります。

○議長（菅原辰雄君） ほかに質疑は。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって報告第4号の件を終わります。

日程第5 議案第37号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第5、議案第37号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第37号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、令和7年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、一般職の職員の給与を改定したいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） それでは、議案第37号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並び

に給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について細部を御説明申し上げます。

まず、本案につきましては昨年8月7日になされた人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、一般職の職員の給与を改定するものでございます。

議案書といたしましては3ページから21ページとなりますが、具体の説明につきましては議案関係参考資料を用い行わせていただきます。

なお、改正範囲等の関係から少々お時間を頂戴しての御説明となりますことをあらかじめ御了承をお願い申し上げます。

初めに、令和7年人事院勧告の概要として町が関係いたします主たる部分について、大きく2点申し上げます。

議案関係参考資料の2ページ目について、併せて御確認をいただければと思います。

まず、いわゆる月例給、給料月額の見直しでございます。

人事院による調査の結果、令和7年4月分の民間給与と比較した場合、いわゆる官民の比較差は3.62%、金額にして1万5,014円の差が生じていることが確認され、いわゆる採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げる等、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても引上げの改定がなされてございます。その具体として、行政職給料表の第1表では平均改定率を3.3%とした引上げがなされているものでございます。

次に、期末勤勉手当の支給月数の見直しでございます。

人事院による調査の結果、令和6年8月から令和7年7月までの期間における民間のボーナスの支給状況と比較した場合、年間の月数として0.05月分の差が生じておりますことから、令和7年度において支給する期末勤勉手当の支給月数について、それぞれ0.025月分引き上げる改正がなされております。

以上、大きく2点を主とした勧告を受け、国においては一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決成立をし、令和7年法律第89号として昨年の12月24日に公布されているものであり、本町制度につきましても、当該法改正に基づき必要な見直しを行っているものでございます。

なお、その他となる見直し部分につきましては、議案関係参考資料を用い、別に御説明を申し上げます。

それでは、改めまして議案関係参考資料に記載の内容に関し、御説明を申し上げます。

議案関係参考資料の2ページの1、給料表についてであります。

先ほど申し上げましたとおり、いわゆる官民格差に照らし、行政職給料表をはじめとする各給料表について見直しを行うものであります。資料に記載のとおり、特に若年層に重点を置く見直しとしており、高卒、大卒それぞれの初任給については、それぞれ1万2,000円程度の増額とするものでございます。また、そのほかにつきましても官民格差の是正に向けた見直しを行うといったものでございます。

次に、2の期末勤勉手当についてであります。

先ほど申し上げましたとおり、年間の支給月数として0.05月分の差が生じておりますことから、令和7年度においては、当該0.05月分について12月期の支給月数として調整を行い、令和8年度の一般職員にあつては、最終の月数として4.65月分に平準化するといったものでございます。

次に、3の宿日直手当についてであります。

宿日直対象手当職員に対する手当の上限額について、これまでの4,400円から300円増額をし4,700円とするものでございます。

次に、4の通勤手当についてであります。

1点目、令和7年4月適用分として、いわゆる自家用車通勤の職員に対する支給限度額の引上げ及び距離区分ごとの額の見直しを行うものであり、前者となります支給限度額につきましては、最大距離数の場合、月額7,100円の引上げとするものでございます。

続いて、2点目、令和8年4月適用分として、1か月5,000円を上限に駐車場の利用者に対する通勤手当の新設を行うといったものでございます。

次に、5の初任給調整手当についてであります。

1点目、令和7年4月適用分として、医師等に対する初任給調整手当についてその上限額を見直すものでございます。

続く2点目といたしましては、令和8年4月適用分として、給料月額を時給換算した場合におきまして、当該換算後の額が地域別に定められた最低賃金を下回るといった場合にあつては、その差額について第2種初任給調整手当といったことで支給をさせていただくといった見直しでございます。

以上、制度概要等について申し上げました本件条例については、5本の関係条例を1の条例により改正するものでございます。その具体について、改め文の構成を含め、順に御説明を申し上げます。

議案関係参考資料の3ページを御覧ください。

第1条関係、一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例の新旧対照表でございます。現在、本町において1号及び2号それぞれ1人について採用の任期付研究員に関し、その給料月額を改正するものであり、各号俸を通じおおむね3.3%の引上げでございます。

なお、この第1条関係については、公布の日から施行し、令和7年4月1日からの適用とするものでございます。

議案関係参考資料の4ページから20ページまで、第2条関係職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

第2条関係の構成について順に申し上げますと、第9条の2の改正は医師等に対する初任給調整手当の上限額の見直し、第11条の4の改正には通勤手当の上限額の見直しと、第18条の改正は宿日直手当の上限額の見直し、第19条及び第20条の改正は期末手当及び勤勉手当の支給割合の見直し、そして8ページ目から続く部分につきましてはいわゆる給料表の見直しとなります。

この第2条関係については、公布の日から施行し、令和7年4月1日からの適用とするものでございます。

議案関係参考資料の21ページから28ページまで、第3条関係職員の給与に関する条例の新旧対照表であります。

第3条関係の構成について順に申し上げますと、第3条及び第9条の2の改正は、初任給調整手当に新たに先ほど申し上げました第2種初任給調整手当を設けることに伴う整理、第9条の3の新設は、第2種初任給調整手当に係る規定の設定、第11条の4の改正は、いわゆる自家用車通勤の職員に対する通勤手当に関し、現在、60キロメートル以上は一律に3万8,700円としているところを、新たに距離区分に65キロメートル以上から100キロメートル以上までの区分を設けるとともに、その上限額を6万6,400円としまして、それらの具体は規則に委任するといったことのほか、駐車場の利用に対する通勤手当の定めについて新設をするといったものでございます。

第19条及び第20条の改正は、期末勤勉手当の支給割合の見直しに関し、先ほど申し上げましたとおり、年単位の支給割合を4.65月分に平準化をするといったものでございます。

なお、ただいま申し上げました第3条関係につきましては、令和8年4月1日からの施行とするものでございます。

議案関係参考資料の29ページ及び30ページ、第4条関係、企業職員の給与の種類及び基準に

関する条例の新旧対照表でございます。

改正の内容としましては、第2種初任給調整手当の新設に伴う所要の改正であり、この第4条関係につきましては、令和8年4月1日からの施行とするものでございます。

議案関係参考資料の31ページ及び32ページ、第5条関係、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表でございます。

改正の内容としましては、特定任期付職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給割合の見直しであり、この第5条関係につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日からの適用とするものでございます。

議案関係参考資料の33ページ、第6条関係、同じく一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表でございます。

改正の内容としましては、特定任期付職員に対する期末勤勉手当の支給割合について、先ほど申し上げました内容に準じ平準化を行うものであり、この第6条関係については令和8年4月1日からの施行とするものでございます。

議案関係参考資料の34ページから37ページまで、第7条関係、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表であります。

改正の内容としましては、会計年度任用職員の給与等に関し職員の給与に関する条例の定めを準用させていただくに当たりまして、今般の当該条例の改正に応じ、必要な見直しを行うといったものでございます。

以上、議案第37号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） それでは、私からは2点お伺いしたいと思います。

参考資料の6ページの説明の中で、通勤手当がありました。通勤手当が60キロ以上で3万1,600円から今回の改定が3万8,700円になるわけです。そのほかに、ただいまの説明ですと65キロ以上で7万幾らという、はっきり確認はしなかったもので、もう一度この60キロ以上は幾らなのか、それで該当者が当町の場合いるのか、その辺お伺いしたいと思います。

それと、人事院勧告による給料のアップだから分かります。職員の人たちは生活給なものですから、隣接町村比較すると、それ比較しているか、していないかも含めて、当町は妥当な金額になっているのか。低いと上げなきゃないということはしなきゃない。どれほど今回それがアップすることによって隣接町村との比較がどうなのかということも踏まえてお伺い

たします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） まず、1点目、通勤手当の部分でございます。議案関係参考資料で申し上げますと6ページでございます。60キロメートル以上の区分の金額の見直しでございます。

まず、これは条例の改正手法でいえば2段ロケットといった形での改正手法になりますけれども、当該条例につきましては、最初に、まずは60キロメートル以上といった区分の職員の方々に対する通勤手当について、現行3万1,600円とさせていただいているものを、まずは3万8,700円といった改正をさせていただいて、先行して施行させるといったものでございます。

もう1点ございましたとおり、議案関係参考資料で申しますと24ページになろうかと思うんですが、先ほど申し上げましたとおり、現行の制度は片道60キロメートル以上といった区分以上の区分はございません。それに対しまして、今般、国のほうで、道路の整備等に伴ってそれより遠距離から通勤するの方々というのが基本的には想定はされるようになってきたと。そういったことから、60キロメートル以上の区分も、今後、正規に規定をし直しましてといえますか、細かく設けさせていただくと。結果、その最大の上限を6万6,400円といったことで設定させていただくといったものでございます。

なお、現在の状況についてお話がございましたので参考までにお話をさせていただきますと、今の区分は60キロメートル以上といった区分が最大最長の区分ですので、その区分に該当する方、片道になりますが、2名いらっしゃるといった状況です。片道60キロメートル以上の距離を通勤の距離として届出をいただいているの方々ということになります。

いろいろ今回、令和8年の4月1日施行ということで追加の見直しをさせていただく形になりますが、これは人事院のほうでも現状に即した通勤手当の支給形態といったものを整備すべきであるといった考えによるものでして、具体の支給額については、上限額だけを条例で定め、国のほうと同じように規則のほうに委任をさせていただくといったことでございます。追加で申し上げますと、100キロ以上といった区分まで細く区分が出来上がるといったものでございます。5キロ刻みでございます。

次に、大きく2点目、いわゆる給与水準といったお話がございました。

宮城県のほうで公開をさせていただいている資料が一番、ほかの町村と比べる場合、正確かと思うんですけれども、令和7年の4月1日現在の宮城県内市町村の職員数と平均給与月額といったものが仙台市（政令市）を除く形で県から公表されてございます。

その資料に基づきますと、国の職責等に比較させていただいたベースの金額で恐縮なんですが、いわゆる平均給与月額といたしましては、本町は、単純に数字で比較をさせていただければ、県内の市町村で下から6番目程度といった位置づけになっております。金額で申しますと、平均給与月額32万981円といった形での計算がなされております。これは給与ですので、手当等も含んでおるといった形でございます。平均給料月額とすれば30万1,200円といった形でなっております。

以上であります。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） ありがとうございます、いろいろと。

それで、60キロ以上の職員が2名ということなんですけれども、65から60キロというと、大体大崎から石巻県内でないかなあと想定されるんですけれども、ここの職員、派遣でなくて今いる職員の中での2名だと思われるんですけれども、その辺と、それから県下平均の下から6番目ということなんですけれども、これを今回は3.3%のベースアップなんですけれども、数年でこれを何とか中間まで引き上げるというお考えがあるのかどうか、その辺までお伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） まず、1点目の通勤手当に関する距離区分で、片道60キロ以上がいわゆる正規の純粹たる町の職員であるかどうかといった御質問でございました。御指摘のとおり、純粹たる町の職員といった形でございます。

議員お話ございましたとおり、片道60キロ以上となりますと、基本的には石巻さんを超える市町村にお住まいの方といったことになろうと思いますが、南側であれば、そちらから通勤いただいている職員も現にいらっしゃいますので、そうした形で、今現在のカウント、これ最新の数字なんですけれども、2名ということで手当の支給をさせていただいております。

次に、平均給与月額の県内水準との調整といいますか均衡といった御質問でございました。

議員御承知のとおり、平均給与月額に加えまして、なかなか難しい数式で計算されるものなんです、どの市町村もいわゆるラスパイレス指数といったものが計算されてございます。既に公表されている数字ですと、令和7年の数字となりますが、南三陸町、国家公務員を100とした場合の割合がどのぐらいかと、令和7年4月1日として整理しますと92.4といったことで公表がなされてございます。令和6年4月、1年前ですと93.0ということで、ラスパイレス指数だけを見た場合は0.6のマイナスといったことになってございます。繰り返しますが、

国家公務員の給与を100とした場合に本町の給料がどうであるか、92.4%といったのが最新の数字となっております。

議員お話しいただきましたのは、最終的なお話とすればラスパイレス指数を100に近づけるための考えということかと思うんですけれども、そもそも本町の給与条例を含む給与体系の基本的な考え方は、いわゆる国公準拠といった形にさせていただきます。ですので、制度的には、単純にラスパイレス指数を100に近づけるために本俸の給与表を、例えば、急激に上げるとかそういったことではなくて、給料表等、大枠の制度、幹となる部分については国公準拠のまま走らせていただきまして、ラスパイというの、経験年数ですとか職責ですとかそういったものに割り当てて再計算して割り戻すものでございますので、これは各年、職員の年齢ですとか経験年数の状況によって増減がございますので、100に向かうために何かしらの手当てといたしますか手だてとといった考えは、現段階ではございません。

続けて、今後も、基本的には一般的には100を超えるのは望ましくないといったことがこれまでの考え方でございますので、職員の皆さんの御努力等に応えながらも、適正な給与水準といったものを確保してまいりたいと考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） これは政策的な問題もあるから町長にもお伺いしますけれども、当町から各市、気仙沼市さん、その他の市町村に職員が行って勤務している人たちも大勢おります。やはり給料がメインになると思うんです。だから、この町はよそより低いとか、よそのほうがいいからという、よその高いほうに流れてしまう心配もあるわけですよ。

今後の施策として、今、総務課長がラスパイレス一概に上げられないというようなことも話されていましたが、その中でも、やはりここが県下で下から6番目というような額ではなくて、それを何かの形でプラスになるような、職員に対して幾らかでも上げてやるという方策が取れないものか。新町長に、今後の対策としてそういうことできるものなのか、そういうことのお考えをお伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 職員の給与でございますけれども、できるか、できないかと言われればできるんですけれども、ただいま総務課長お話ししたように、そういった給料表の枠組み自体を見直すというふうなこともございますし、考え方でございますけれども、今、議員お話しされたように、給料高いから他の市町村に行くとかというふうな部分というのは、もしかするとあるかもしれないんですけれども、私は、そもそもこの南三陸町のために働くという

動機が一番でございますし、志望する方というのは給料が高い安いというのは大した差ではないと思っているんです。多分、分からない人が大多数だというふうに思っております。給料高い安いかというふうな部分よりも、今お話ししたようなやる気ですとか、あとは地元のために働きたいというふうなところが一番だというふうに思っておりますので、現状ではラスパイレース指数を100に近づけるような政策というのは現状は考えていないというところです。

○議長（菅原辰雄君） ほかに質疑は。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、宿日直について伺いたいと思います。これ300円アップなんですけれども、この資料を見ると病院関係のことが多いのかと思うんですが、実際、こういった庁舎とかで職員が宿直しているというかそういう例はあるのか、その辺を伺いたいと思います。

あと通勤手当について、前議員も聞いたので分かったんですけれども、そこで伺いたいのは、平均すると当町に通勤している職員は通勤手当支給している中で何キロぐらいが多いのか、その区分、もし分析してお分かりでしたら伺いたいと思います。

あと同一家族というか夫婦等で通勤する場合、1台の車で通勤する場合は2人分出るのか、1人分なのか、その辺。

あと通勤手当に関して、申請書類というんですか、そういった提出は毎年行われているのか、その辺。

あと通勤手当なんですけれども、1か月丸々休むと出ないということなんです、1か月、1日でも出勤すれば通勤手当が出るのかどうか、細いようなんですけれども、その点伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） まず、宿日直手当のお話でございますが、新旧対照とすれば6ページの4,400円から4,700円の300円の引上げの部分でございます。実際には、これはいわゆる役場庁舎のほうメインとなっておりまして、職員が宿直あるいは日直をした場合ということになりますけれども、今現在、宿直業務につきましては外部の業者さんのほうに委託代行といった形で対応させていただいております。

残る日直の部分は、いわゆる週休日、休日の8時30分から17時15分まで、通常の勤務時間と同じ時間帯を基本的には職員2人体制で戸籍の届出あるいは緊急的な連絡等に対応させていただいているといったところでございます。

次が通勤手当の距離区分の平均的なというお話なんですけれども、区分がどうしても本町2キロ刻みに細く現実に即す形でやっておる関係で、なかなか区分の中にも、2キロの中にも遊びがありますので距離の平均といったものは難しいんですが、今、手持ちの資料でお話しをさせていただけるとすれば、割合として片道14キロ未満までが、もちろんゼロからスタートですけれども、14キロメートル未満ということでほぼほぼ町内が一番多いのかなといった考え方をさせていただいている一方で、20キロ等を超える区分となりますと、片道25ないし30キロメートルの区分に属される職員数が、割合とすれば他の区分よりも数字としては多く張りついているといたしますか、そういった形の計算となっております。

また、御夫婦でといったことなんですけれども、基本的に職員それぞれで採用させて雇用関係ございますので、それぞれが自家用自動車を使って通勤しているといった届出の前段階の整理になろうかと思いますので、夫婦だから出す出さないといったことではなくて、職員御自身が自家用自動車を使って自身が通勤をしているといったことであれば、それぞれに支給しますし、そういった届出がないのであれば支給ができないと。あくまでもこれは届出制でございますので、そうして内容を整理した上で支給をさせていただいているといったことでございます。

また、通勤の届出自体を1回出せばいつまで有効なんだといったようなお話だったと思えますけれども、基本的に届出をいただいた後に勤務する公所、勤務する役場、あるいは地区の公民館等も公所とすればございますけれども、そうした勤務公所に変更が生じれば、当然、新たな届出をそれぞれの任命権者、町長の事務局であれば町長、教育委員会の職員であれば教育委員会に新たに変更後の内容で通勤届を提出いただくということになります。

また、加えまして、勤務公所に変更はないものの、最近はございませんけれども、復興後よくございましたが、幹線道路の大幅な整備等に伴って通勤の経路自体が変わる、結果、距離数にも変更があるといったこともございますので、そうした場合は実測値に基づいて届出をし直していただくと。それは通勤時の公務災害等の関係もございますので、変更が生じれば、その都度、職員の皆様からは丁寧に届出をいただいているといった状況でございます。

全く勤務しない場合はどうなのかといったことですが、通勤届のほうを、これも届出に対して結果どうなのということで判定をさせていただくことになりますので、勤務していても通勤形態が変われば出せませんし、実際に通勤に使えばというんですか、そういった自家用自動車通勤されれば、その実績に応じた支給とさせていただくといったことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 宿日直のほうなんですけれども、そこで夜間というかそういったところは委託しているという答弁だったんですけれども、そこで伺いたいのは、今回300円上がることによって、今後の宿日直の委託料というんですか、そういったやつは見直されるのか、それとも企業、委託先のいろいろ努力によってそのままなのか、その辺伺いたいと思います。

あと通勤手当に関しては大体分かったんですけれども、そこで14キロ未満が多いということで、そこで再度伺いたいのは、先ほど課長答弁あった25キロから30キロぐらいの通勤の方は何%もしくは何人ぐらいいるのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） まず、宿日直手当、今般の引上げと申しますか、率、支給額の見直しに伴って代行委託料に影響するのかどうかといった御質問だったと思いますけれども、基本的には、委託をさせていただく場合には、当然、我々が宿日直に従事した場合に幾らの手当が出るかといったことではなくて、受託者の雇用されている方に対する雇用関係の中で、こういった時間帯の勤務であればそちらの会社さん、団体さんとして幾らの賃金を支払うかといったことから計算がなされますので、直接に今般の300円の増額が、例えば、受託者にお勤めになっている方の賃金に300円程度上乘せされるといったことではございません。そこは御理解をいただきたいと思います。

その前提といたしまして、4,700円に見直しがなされた、これは国の考え方で整理されてございますけれども、これもやはり本俸自体がいわゆる改定なされていると、社会情勢等を踏まえれば、宿日直に従事する職員について、結果として300円程度の率の見直しは社会情勢に照らせば行うべきであろうといった勧告がなされているということですので、御理解を賜りたいと思います。

また、25キロから30キロの数字ということですが、ちょっと細いんですが申し上げさせていただきますと、区分がございまして、まず25から26キロまでといった区分でございます。そこは13名でございます。次の区分が26から28ということで24名でございます。28から30が13名ということで、その区分が一番数とすれば多いということになります。

なお、全体の人数と申しますと、支給されていない、本当に数百メートルとかといった方も通勤届は提出いただきますので、数としては入っておることを御了解いただきたいんですが、286名ということで整理をさせていただいておる中のただいま申し上げた数字が、割合とすれば、町外かつ、それほど本町と離れていない町外といった形で通勤いただいている方の数字

ということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第38号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第6、議案第38号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第38号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、県内町村の給与水準に鑑み給与月額を改正するとともに、一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を改定したいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） それでは、議案第38号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明申し上げます。

本案につきましては、常勤の特別職である町長、副町長及び教育長の給料月額並びに期末手当の支給割合を改定すべく提案するものでございます。

議案書は22ページ及び23ページとなっておりますが、具体の説明につきましては議案関係参考資料を用い行わせていただきます。

まず初めに、本件条例につきましては、施行期日の区分から1の条例について2条構成で改

正を行うものでございます。

それでは、議案関係参考資料の38ページ、第1条関係を御覧願います。

新旧対照表第4条第2項の改正につきましては、現行年3.45月分とする期末手当の支給割合について、12月期の支給割合を調整し3.5月分とするものでございます。

なお、この改正につきましては、国における事務次官、その他の指定職の期末手当の支給割合の改定、具体には0.05月分の引上げに準拠するといったものでございます。

次に、別表第1の改正につきましては、常勤特別職の給料月額について2.8%引き上げるものでございます。この給料月額の見直しにつきましては、令和7年1月、前回の際と同様、国の指定職俸給表の改定割合を参考とさせていただいているものでございますが、そもそも給料月額を引き上げること自体につきましては、県内町村の水準にも照らし判断をいたしたといったものでございます。

続いて、議案関係参考資料の39ページ、第2条関係を御覧願います。

本件改正につきましては、改正条例の第1条において見直した期末手当の支給割合について、1の年で平準化を図るといったものでございます。

以上、改正条例の第1条、第2条それぞれについて御説明をいたしました。

それぞれの施行期日等について申し上げますと、第1条の部分は、施行期日は公布の日とし、適用の期日は令和7年11月6日とするものでございます。

また、第2条の部分は、令和8年4月1日からの施行とするものでございます。

なお、本件改正に関しましては、南三陸町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、当該審議会に諮問しているものでございまして、令和7年12月26日付答申により、いずれも妥当であるといった御意見をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、議案第38号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） それでは、特別職の報酬のベースアップですけれども、町長に対しては2万3,000円ほど上がるわけですけれども、さて、職員のと きも伺いましたけれども、県下の市町村のランキング、ネットを見ますと、当町は比較的高いほうで10位から20位ぐらいというようなネットでは出てきております。以前、特別職報酬を上げるとき、去年ですか、前町長のときは、たしか私の記憶では県内8番、そして議会議員は18番という記憶があるんですけれども、その県下、町長のランキング幾ら、特別職ランキングがどのぐらいになっている

のか、その辺お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

まず、そもそものお持ちさせていただいております資料について御了解をいただきたいんですが、議員から市町村ということでお話ございましたけれども、通常、町村といった形で水準と照らし合わせるものとなりますので、その点につきましてはあらかじめ御理解をいただきたいと思います。

議員からお話ございましたとおり、いわゆる三役となりますが、町長につきましては2万3,000円増額し、84万3,000円となるものでございます。我々のほうでいろいろ関係町村の条例等も確認をしながら一覧といったことで対比をさせていただいております資料に基づき御説明をさせていただきますと、町長につきましては、これまでですと県内町村では14番目であったという整理ができておまして、今般の見直しによりまして、9位といいますか、9番目に位置づくものと思います。

続く副町長につきましては、プラスの1万8,000円となります。同じように県内町村で考えますと、町村では13番目だったものが6番目となります。

最後に、教育長でございますが、従前、町村ですと9番目といった形であったものが、今回の見直しに伴って5番目といったこととなります。

なお、我々のほうで県内町村の状況をただいま申し上げましたとおり把握をさせていただいておりますけれども、この把握させていただいたのが、いろいろ我々がこの改定について検討させていただく段階でございますので、他の町村の議会の開催状況でありますとか、そもそもの給料月額の見直しといった制度改変等を存じ上げてございませんので、大変恐縮ですけれども、我々が検討させていただく段階、秋口の段階の今現在数字に照らした場合には、そういった順番になるといったことだけを御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 市町村でなく町村となると21町村となるのかなあと思われますけれども、その中で今回のベースアップすれば、町長は9番、副町長は6番、教育長は5番というようなランキングになると思うんですけれども、さてさて、今、物価高という厳しい状況の中でそこまでしてこの額を上げなきゃならないのかなという思いが、私個人の思いですけれども、するわけです。

職員は下のほうから数えたほうが早い。生活給、町長は額でなくて仕事、職員は仕事に魅力を感じて入ってくるんだと言いますけれども、最初はみんな初任給がこのぐらいですよということが入ってくるんですけれども、やはりそこで長く仕事をしていると給料の月額というのは非常に退職金にまで影響するんです。だから、私は職員の給料を上げたほうがいいのではないかというようなことを申し上げたら、町長はそうではないと言いますけれども、最終的にはやっぱり給料月額なんです。人だから、初任給も比べて高いほうに行くというのは常ではないかなあと思うわけです。

そうした中で、今回は町長のベースアップ、特別職の三役の分が出てきました。その中で21町村ある中で、9番、6番、5番というと上位だと私は思います。そういう、今、町民は物価高で苦しんでいる中で、これをこのまま議決していいのかなという私の心配もあります。

で、今聞いたわけですけれども、こういう順序が出ていたということについてはどうなのかなという疑問があるわけですけれども、審査委員会ではこれを異議なく、そういう話が審査委員会で問われたのか、何も異議なくて満場で審査委員会を通ったのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 今、議員からお話ございましたとおり、今般の改定に当たりましては、条例に基づきまして町の特別職報酬等審議会、附属機関の正式な御意見を賜っているといたった状況でございます。

諮問させていただいた今般の見直しに対する答申でございますね。その中に記載の審議会の意見についてお話をさせていただきます。

町長、副町長及び教育長の給料月額の改定については、その各職務の特殊性、他の町村の実例、その他の情勢に照らし、妥当なものであると判断する。あわせて、期末手当の支給割合の改定も妥当であると判断する。なお、改定後の給料月額の適用は、現在の町長の任期開始日である令和7年11月6日からとすべきものとする。

そういった御意見といたしますか、なされてございますので、御報告をさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（菅原辰雄君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 反対の討論、最初ですね。

一応、今、議案内容の説明を受けて疑問が湧いたわけですがけれども、今、国民、町民は物価高で非常に困惑しております。特別職も私たち議員もそうなんですけれども、生活給ではなく、職員と違ってその時々を経済動向を見ながらやはり金額を決めていくべきでなかろうかなと思うんです。そうしたとき、やはり町民、国民がそういう物価高で経済が回らないところもあり、そして苦しい状況、そしてローン払えなくて自宅再建した自宅も売るといような現実が目の前にあります。

そういうことを考えると、やはりこのベースアップは時期尚早でないかと思われまので、この案については反対するものです。議員皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

経済状況、もしくは町民の生活の状況、これを見て、政治家たる者が自分の企業であるとか自分の働きぶりを見直すということは、これ非常に重要なことであろうというふうに思いますけれども、今般、提案された報酬額、給与額に関しましては、まさに日本の官民の給与格差から算出された人事院勧告に準拠する内容であるということから、今の現在の経済状況に即した変更であるというふうに私は解釈しておりますし、町民の皆さんが期待することは、町長の給与が幾らになったかということではなく、新しい町長がどのようにまちづくりをしていくのか、その働きぶりに着目しているところだろうというふうに思っております。

町民の生活が苦しい、それに向けてまさに今回の議会でも補正予算が提出されて、皆さんの生活を少しでも楽にしていこうという働きを今からなさっていく方なわけでありますから、町長並びに副町長、教育長の責任の重さを感じながら仕事に邁進していただくためにも、また報酬審議会の答申も妥当であるという内容でありますから、私は今回の上程された議案に対しては賛成するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） ほかに討論はありますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原辰雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（菅原辰雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第39号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第7、議案第39号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第39号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、県内町村の状況やいわゆる成り手不足等の社会情勢に照らし、議員報酬の額を改正するとともに、一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を改定したいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） それでは、議案第39号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明申し上げます。

本案につきましては、非常勤特別職となります議会議員皆様の議員報酬月額及び期末手当の支給割合を改定すべく提案させていただくものでございます。

議案書は24ページ、25ページとなりますが、具体の説明につきましては議案関係参考資料を用い行わせていただきますことを御了解願います。

初めに、本件条例につきましては、さきの議案第38号に同じ施行期日の区分から1の条例について2条構成で改正を行うといったものでございます。

それでは、議案関係参考資料の40ページ、第1条関係を御覧願います。

新旧対照表第5条第3項の改正につきましては、現行3.45月分とする期末手当の支給割合について、12月期の支給割合を調整し3.5月分とするものでございます。

なお、この改正につきましては、さきの議案第38号に同じ、国における事務次官、その他の

指定職の期末手当の支給割合の改定、具体には0.05月分の引上げに準拠しているものでございます。

次に、別表第1の改正につきましては、議員報酬月額について2.8%を引き上げるものでございます。この議員報酬月額の見直しにつきましては、国の指定職俸給表の改定割合を参考とするものでありますが、そもそもの議員報酬月額を引き上げることににつきましては、いわゆる成り手不足等といった社会情勢及び県内町村の水準にも照らし判断をさせていただいたものでございます。

続いて、議案関係参考資料の41ページ、第2条関係を御覧願います。

本件改正につきましては、改正条例の第1条において見直した期末手当の支給割合について、1の年で平準化を図るといったものでございます。

以上、改正条例の第1条、第2条それぞれについて御説明をいたしました。

その施行期日等について申し上げます。

第1条の部分は、施行期日は公布の日とし、適用の期日は令和7年11月6日とするものでございます。

第2条の部分は、令和8年4月1日からの施行とするものでございます。

なお、本件改正に関しましては、南三陸町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、当該審議会に諮問をしているものでございまして、令和7年12月26日付の答申により、いわゆる成り手不足、その他の情勢に照らし、いずれも妥当であるといった御意見をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） それでは、資料の40ページに新旧対照表があります。その中で、私も昨夜ネットを調べましたけれども、ネットでは当町のランキングが出てこないわけです。女川も出てこなかった。出てきているのは利府町。利府が県内21町村中3位ということで利府が載っておりました。利府は議長が34万7,000円、副議長が29万円、議員は27万3,000円で、女川は議長が33万9,000円、副議長が28万9,000円、議員は27万4,000円ということで載っておりました。ここに議案の提案理由の説明は成り手不足を解消したいんだということで理由が載っております。

さてさて、成り手不足を解消するためには、果たしてこの現行の24万円に上げて、家族持

ち、家庭持ちの人はそれで生活できるのかなという疑問が残るわけです。成り手不足を解消するのであれば、私個人的な意見ですけれども、もっと上げなきゃならないのではないかと、利府や女川みたいに最低でも27万円、そのぐらいに上げなきゃならないのかなと思うんですけども、今回の改正は7,000円です。各委員長、それから副議長も7,000円ずつです。議長は9,000円アップになるわけです。このランキングが昨夜は出てこなかったの、ここを県内21町村のうち南三陸町は、調べる時期にもよるでしょうけれども、何番目なのか、その辺が1つと、本当に成り手不足、若い人たちが議員に立ってもらうためにはどのぐらいの、これで24万円で7,000円上げて、24万円上げて成り手不足が解消すると思われるのか。その辺も担当課長とこれは町長にもお伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 県内町村の状況ということでございまして、議員のほうからいろいろ具体の町村、お示しいただいた金額のほうの御提示がございました。

先ほどと同じく、我々のほうで検討させていただいた秋口の各町村の状況に照らした形で御説明をさせていただきますことをあらかじめ御了解いただきたいんですが、改正前の議会議員皆様の議員報酬月額、議員の議員報酬月額は、県内町村中19番目といった位置にございました。今般の改正を御議決可決賜りますと、県内町村といたしますと17番目になるのかなということで、我々のほうでは資料をまとめさせていただいてございます。

繰り返しとなりますが、これまでの間にいわゆる条例改正等も他の町村でなされていないといったことも確定できませんので、この順位は我々の調べた時点での資料に照らせば、そういった順番といいますか状況になろうかといったことになろうかと思えます。

また、先ほど議員から順位というかランキングといったようなお話あったんですけども、決してそもそも議員報酬月額を考えるに当たって何番目かといったことではなくて、私なんかよりも議員御承知かと思えますけれども、例えば、全国町村議会議長会で毎年2月ぐらいに町村議会の実態調査結果の概要といったものを発表されておるんですけども、これによれば、考え方の1つとしては、議員皆様の議員報酬月額については当該町村の長、町村長の給料に対する割合がどのぐらいであるかといったことの考え方の1つだと言って示されてございます。

この点について、成り手不足といったものについて直接リンクはいたしませんけれども、御参考までに申し上げさせていただければ、この全国町村議会議長会の資料によりますと、議員報酬の町村長給料に対する割合は、全国平均で議員は29.8%であるといった状況が昨年の

2月、今現在で最新の資料で示されてございます。

これに対しまして、本町の見直し後の状況と見直し前はそもそもどうだったのかといったことについて御紹介をさせていただきますと、見直し前は、長の給料に対しては割合28.4%でございました。改正後は28.5%と、0.1%の上昇ということになります。先ほど申し上げましたとおり、全国平均といたしますと、町村は長に対する一般議員といたしますか、議長、副議長以外は29.8といったことですので、その標準にはまだ達していないといったことは、考え方の1つとして御理解をいただきたいと思えます。

また、この後、町長からもあるかと思えますけれども、事務方としての整理で申し上げますと、今般の議員報酬月額の見直しといたしまして、期末手当の割合の見直しに伴いまして併せて提案をさせていただいておりますが、どの根拠、何に起因する数字を用いているかといえ、先ほどパーセンテージも申し上げましたけれども、あくまでも国の指定職の改定幅といったものを参考とさせていただきます。

我々いたしますれば、やはり何によるかとすれば、期末手当に同じくして、国の指定職のいわゆる給与改定の上昇幅といったものを参考とする以外に現段階ではないといったこととなりますので、こういった引上げ幅となります。その成り手不足に直接影響、プラスに働くかどうかといったものは、それは様々な視点から検討をさらに重ねていくべき部分なんだろうと考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） そもそもといたしますか、この金額では成り手不足解消にはならないというふうにも思います。ただ、その根拠となる金額というのは、そもそもですよ、今、総務課長も言ったように、我々事務方が決めるのであれば人勸を根拠にせざるを得ない。そうすると、これまでの給料掛けるパーセンテージでこの数字が出てくるというところですよ。

ですから、これまでの経緯、議員篤と御承知かと思うんですけれども、そもそも議会内でそういった議論をするというのがそもそも筋の話であって、我々事務方が数字を根拠にやると今総務課長言ったような数字が出てくるというふうなところでございますので、そこは御理解といたしますか、御認識を改めていただければと思います。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） ここに出てくる前にちゃんと議会でも議論すべきであったことは否めないんですけれども、当局から出てきたものに対して、議長はそれを受け取って今回の提案になったわけなんですけれども、やはりこういうことは議論すべきだと思います。今、ここにこの

状態になってからですけれども……。

○議長（菅原辰雄君） 及川議員に申し上げます。

この提案に対して、全員協議会で皆さんで説明をして、そこで全会一致で了解して、そして町長提案として提案された議題でございますので、その辺を篤と理解してお願いします。でないと、執行部との信頼関係とか議会の品位に著しく違反する、またなくなるかと思うので、その辺を心して発言をしてください。

○9番（及川幸子君） 町長は、選挙で町民ファーストということ掲げてきました。そして、ここの提案理由、成り手不足も解消したいということも分かります。であれば、この辺は7,000円アップです。女川さんとか利府町さん見ると、27万円という数字が一般議員でなされています。

そうした場合、先ほどもちょこっと言いましたけれども、若い人が議員に出てきた場合、家庭持ちの場合、幾らこの額で24万円上がった額で、税金を引かれて自分たちで国民年金を掛けなきゃならない。そういったことから考えると、この額でいいのかなと。

私たち議論したのは、額までは議論結果は出さなかったと記憶していますがけれども、どのようにその辺を考えて、今、報酬審議会からも妥当だということで認められたということなんですけれども、この額について審議会から本当に異議、何も異論が出なかったのか、審議会の報告を求めます。公表を求めます。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） まず、全国といった範囲で見れば、様々、市とあるいは町の議会等で、大きいところだと1.7倍の引上げを検討しているといった報道も昨年末になされている内容がございます。その市町村の考え方によるんだろうと思います点は、初め述べさせていただきたいと思います。

そこで、今、議員の御質問については、まさに議会のほうにも参考として御通知申し上げますけれども、今般の12月26日に特別職報酬等審議会からなされた答申に、基本的な考え方、審議会としての考え方の具体が示されておりますので、御報告をさせていただきたいと思います。審査会の意見でございます。

議会議員の議員報酬月額の見直しについては、当該改定については、他の町村の実例、いわゆる成り手不足、その他の情勢に照らし、妥当なものであると判断する。あわせて、期末手当の支給割合の見直しも妥当であると判断する。なお、改定後の議員報酬月額の適用は、現在の議員の任期開始日である令和7年11月6日からとすべきものとする。このほか、過去にお

いても、付言のとおり市町村議会議員のいわゆる成り手不足が改善に向かう兆しは見え、また、それらを踏まえれば、なお、他の町村との格差に関し着眼すべきと考えられることから、議員定数その他の事情を勘案しながらも、議会において必要な検討等がなされるよう期待する。そうした意見がなされた上での答申となっております。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 11月に遡るようですけれども、やはり町民選挙後の改定でございます。そうした場合、選挙後、町民からの見られ方ということも私、危惧するわけです。選挙終わってすぐに議員報酬を上げた。何だ、給料泥棒にならないのかというふうな風潮も懸念されるわけです。それで、まだ女川とか利府とは追いつきもしないんですけれども……。

○議長（菅原辰雄君） 及川議員、簡明にお願いします、簡明に。

○9番（及川幸子君） 追いつきもしないんですけれども、それらもろもろを考えると、やはりここは時期尚早でないかなという点がしますので、個人的には上げてもらって、これ以上の額を上げてもらいたいんですけども、町民の捉え方……。

○議長（菅原辰雄君） 及川議員、ちょっと皆さんが分かるようにお話ししてください。ずっとあなたの内容をちょっと把握できかねませんので、もっと分かるように。

○9番（及川幸子君） では、端的に言えば、この今出された案が町民に対してどう見られるかという懸念があるので、この案は、私は納得できないので疑問が残りますということです。

○議長（菅原辰雄君） 及川議員、先ほど私が言ったように、この件に関しましては全員協議会をお願いをする、これでいいですから提案してくださいというお願いしている事件なんです。それを何で今ここでそれを覆すんですか。先ほど言ったように信頼関係とか議会としての品位に傷がつく、そういうふうに考えますので、その辺を篤と考えて発言してください。でなかったら、発言をここで止めますよ。同じような理屈で行くのであれば。

○9番（及川幸子君） 同じです。

○議長（菅原辰雄君） 分かりました。

ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に反対討論の発言を許します。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 去年、いろいろこの件については議論をしたことがあります。昨年です。しかし、今現実には生活が動いております。そうした中で、今ここで提案されていることは、やはり町民ファーストを考えた場合、時期尚早と思われまして、この案については反

対とさせていただきます。議員皆さんの御賛同をお願い申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

まずもって、時期尚早という言葉が、もっと上げるべきという話なのか、上げなくていいよということなのかちょっと判然といたしません、私、それらについて言及する立場にはないので、疑問に思いながらも自分のお話を、自分の考えを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

先ほどの特別職の報酬の際にも申し上げましたが、町民の皆さんが意識するところは、額云々もちろん重要視する方もいらっしゃると思いますが、それよりも議会が、議員がどのような活動をして町民の生活にどういうふうな仕事をしてくれているのかということだろうというふうに思います。

その上で、報酬を自分たちの手で見直していく、先ほど報酬審の答申の中にありました、議会の議論を期待すると。まさに、これはこれからしていかなければいけないところだろうと思いますし、そのためにも町民の皆さんに我々の発言、我々の考え、我々の活動がもっと伝わるように、我々は襟を正して実践していかなければいけないというふうに思います。

その上で、報酬審議会の皆さんの答申の中には妥当であると、社会情勢に照らしてこの上昇幅は妥当であるという御意見をいただきましたので、我々は、町民の負託に応えるべく活動に邁進していくということが今は重要視されることではないかというふうに思います。

人事院勧告以外に、公務員の皆さんの給与、もしくは我々の報酬たるものが民間の給料とどれほどの格差があるかということを知る手段はほかにありませんので、この人事院勧告に準拠した形の今回の見直しというのは私も妥当であるというふうに思いますので、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原辰雄君） ありがとうございます。起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第40号 業務委託契約の締結について

○議長（菅原辰雄君） 日程第8、議案第40号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第40号業務委託契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、南三陸町スポーツ施設照明LED化等推進業務に係る業務委託契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 議案第40号業務委託契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書は26ページ、議案関係参考資料は42ページとなります。具体の説明につきましては議案関係参考資料を基に行わせていただきますので、議案関係参考資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

南三陸町スポーツ施設照明LED化等推進業務といたしまして、文化交流ホールを除くスポーツ交流村及び平成の森の施設内並びに敷地内に設置されております照明施設について、LED化による一斉更新を行うものであります。あわせて、平成の森多目的運動場に照明設備1基を新設するとともに、両施設において新たに施設予約システムを導入するものでございます。

4の事業手法、5の発注手法に記載をしておりますが、本業務の実施に当たりましては、民間事業者が有する技術力やノウハウを有効活用し、効率的かつ効果的な事業展開を図るため、コスト削減、期間短縮、財源確保等の観点から包括的民間委託の事業所を採用し、現場の調査、設計、施工に加え、運用及び保守を含めた複数年度の業務委託として、公募型プロポーザル方式により企画提案の公募を行ったものであります。

その結果、税込み1億5,000万円を提案上限額として公募をいたしましたところ、1の事業者から企画提案があり、令和7年12月11日に審査を行い、岩崎電機株式会社仙台営業所を受託候補者として選定をしております。

12に記載のとおり、保守管理を含めた委託業務全体の履行期間を令和16年3月31日までとし

ております。

次ページ、43ページをお開きください。

令和8年1月15日付で仮契約を締結しております。

今回、契約金額1億4,682万3,600円のうち、約1億円が工事費に相当いたしますことから、本日、議会の御審議をいただくものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

1億4,600万円LEDにかけるわけですが、このメリット、LED化になるのは電力がかからなくなるということは分かるんですけども、どのぐらいの年間のメリットが生まれるのか。その辺、分かっている範囲でお答え願います。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） メリットと申しますか、そもそも現在使用している蛍光灯につきましては、2027年度までに製造並びに輸出入が禁止をされるといったことですので、必然的に更新しなければならないといったものでございます。

省エネという部分に関して申し上げますと、今回、応募をいただいた業者の提案によりまして、スポーツ交流村、それから平成の森全体を合わせての省エネ化率と申しますか、それにつきましては48%削減されるといったところで御提案をいただいております。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 48%ということは、あらまし半分ということが省エネになると、これからそういう半額になるということが見込まれるわけですが、そこでこの1億4,000万円の財源はどのようにするのか。その辺、分かれば財源の見通しをお聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） こちらにつきましては、例えば、国等からの補助というところはございませんので、過疎債を活用させていただいて事業を進めさせていくといったところでございます。

○議長（菅原辰雄君） よろしいですか。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 過疎債を使うみたいですが、過疎債は何年度までこれ使えますか。期限がたしか過疎債だと何年とあったと思うんですけども、これは総務課長に聞いたほう

が早いと思われるんですけども、過疎債は何年度まで使えますか。その辺お答えください。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 御質問の期限というのは、ないといえますか、毎年毎年こうという形になろうかと思うんですけども。よろしくお願ひします。（「過疎債を使う金額、限度額があると思うんですけども、今、町としていっぱいまで使っているんです。多分使える額があるので……」 「発言するなら指名してください」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） 再度、及川幸子議員。今の話はまだ指名していなかったもので、指名しますので、もう1回挙手お願ひします。（「その前に答えがあったような気がします」の声あり）

だから、及川幸子議員は、発言が終わるか終わらないうちに、まだ議長が指名しないうちに発言していたので不規則発言になりますので、改めて指名いたします。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 今、いろいろなものに当町は過疎債を使っています。その中の枠として、今回のそれが過疎債に全額認められるかどうかということです、当町として。過疎債使っているいろいろなものが、返して借りて、返して借りてとやっているけれども。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） そのものについて上限といったことですけども、枠といったお話ではないので、その点は御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） ここの町は過疎である限り使えるんだけれども、今、では逆に過疎債をどのぐらいまで使っているのか。

○議長（菅原辰雄君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 過疎債の関係について御答弁申し上げます。

過疎債、昔は辺地対策事業債というのもありました。うちは過疎指定ということで、過疎地における建設事業、そして建設事業以外の事業、いわゆるソフト事業の2種類実施しております。枠、枠と言っておりますが、これは普通建設事業以外のソフト事業をやる場合には、一定の枠ございます。

先ほど、教育委員会の事務局長が申したとおり、この1億4,600万円のうち工事費、いわゆる建設事業に該当する部分につきましては、約1億円ほどだという説明をさせていただいて

おりますが、これはこの1億円分については普通建設事業ということでございますので、先ほど総務課長が申したとおり、枠という概念はなくて、国のほうで毎年度過疎対策事業の国費、国として財政投融资とかといった資金をこれに充てて、幾ら充てられるだろうという部分について、毎年度毎年度、国のほうで決定をしているということでございますので、何年度までというような話ではないという話を先ほど総務課長が申したということでございます。

以上で御理解ください。

○議長（菅原辰雄君）　ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分　休憩

午後1時10分　再開

○議長（菅原辰雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第40号の質疑を続行いたします。星岳大議員。

○1番（星　岳大君）　では、今回の事業により町内スポーツ施設のLED化が一通りめどが立ったとの認識でよろしいでしょうか。

○議長（菅原辰雄君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川　貢君）　スポーツ交流村、それから平成の森、一部、既にLED化しているところ、例えば、文化交流ホール、それからトレーニング室とかそういったものは一部LED化が済んでおりますので、それに加えてといたしますか、今回の事業ということになりますので、一通り、議員おっしゃるとおり、これでLED化が済むといった認識でございます。

○議長（菅原辰雄君）　星岳大議員。

○1番（星　岳大君）　これで一通りスポーツ施設のほうは済んだということですが、関連になるかと思うのですが、志津川中学校の柔剣道場の利用者のほうから、既に半数近くの照明がついておらず、また点灯しない照明の数は日に日に増えているとの声がありまして、先ほどもありましたが、先日の12月会議におきましても、蛍光灯の生産中止に伴い、学校施設等のLED化も進めていくとの答弁がありました。ほかの学校施設等も含め早期に進める必要があるかと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（菅原辰雄君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川　貢君）　議員御指摘いただきました学校施設に関しても、これから進めていく必要性といたしますか、進めていかなければならないものでありますので、でき

る限り早期に事業化が図られるように進めていきたいと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 星岳大議員。

○1番（星 岳大君） 利用者の皆さんも不安に思っておりますので、ぜひ早急に進めていただくようお願いします。

以上です。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、私からは2点お伺いいたします。

まず、今回、照明のLED化推進業務ということで、事前に何点か確認させていただいた上でもう一つ踏み込んでお聞きしたかったんですが、まず1つ目が、LED化推進業務なんですけれども、要綱、仕様書を見ますと施設予約システム導入業務を併せて実施する旨の記載ありましたが、この併せて実施する理由というのは何でしょうかというのが1点目です。

それから、2つ目、仕様書を拝見しました。平成の森林間広場の照明の新設についても記載がございました。ただ、仕様書を見ますと、範囲を東側のり面に限定されている部分が、これはなぜか。予算上の問題であるのか、それとも何か違う理由があるのか。

加えて、以前もお聞きしましたがけれども、平成の森の林間広場については、宮城県の緊急消防援助隊受援計画においては宿営地にもなり得るという場所がございますので、防災拠点として今後照明の範囲を広げていく考えはあるのかどうか、これも併せて伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） まずと言いますか、2点お話しいただきましたが、これまでスポーツ交流村並びに平成の森の課題であったものを、今回のLED化に合わせて解消できないかといったところをまず検討いたしまして、予約システムに関しましては、例えば、予約の状況というか申請いただいた予約の時間に合わせて照明をつけたり、あるいは予約の終了時刻に合わせて照明を消したりといったところも教育委員会の中では考えておりまして、実際、今回の提案の中でもそういったものが可能であるということで提案をいただきましたので、そういった意味では、教育委員会が考えているものがこれで果たされたのかなといったところの認識でございます。

それから、林間広場、多目的運動場のほうでございますけれども、実際の現状の中での利用状況をまず基礎的資料というかさせていただいて、なかなか夜間に全面を使ってといったところの利用というのはないのではないのかといったところの認識でありますし、当然、財源的な部分というところも踏まえて、今の多目的運動場の3分の1から4分の1程度に十分光が

届くようにして、その中でトレーニング等が可能というところでの範囲を決めさせていただきました。

もう一つ、夜間、ウォーキングされている方もいらっしゃいますので、特に北西側ですか、国道側については結構暗いような状況になっておりますので、そちらのほうまで少しでも光が届いて足元が見えるような形にまで明かりを届けるというか、そういったところをイメージしております。

防災拠点というところに関しましては、観点というか担当課とも今後協議してといったところでありますけれども、現状の中での今回の使用ということにさせていただいております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、いわゆる施設予約システム導入についてなんですが、今回、1社の応募ということでプロポーザルは競合しなかったというのが資料にもありますし、踏み込んで資料を拝見しますと、企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの審査を基に総合的に評価した上で、6項目100点満点中評価点数79.5点というふうになっていましたが、さっき削減効果の御質問ありましたけれども、この業者さん選定されましたけれども、この施設予約システム導入の業務実績というのはあるんだという会社ということで理解していいのか、そこを町としてどのように評価したのかというのを踏み込んでお聞きできればなというふうに思います。

それから、林間広場の照明については、範囲は限定されますけれども、新設をすることによって何かそこを使う利用者の増加というのを見込んだ上での考え方なのかどうか、その点お聞かせいただけないでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） まず、施設予約システムの導入実績といった御質問でございました。今回のこの委託業務に関しましては、結構多岐にわたっての業務、運用から保守まで含めて多岐にわたる部分があるんですけれども、その中で施設予約システムの部分に関しましては、この業者が全てシステムを開発から構築までするというわけではなくて、そういった役割を果たす業者に恐らくお声がけをしてといったところでのことでございます。そういったところから、結びつきというか関連みたいなのはこれまでであった中での応募というところで認識をさせていただきます。

評価に関しましては、プロポーザルの説明でもありましたけれども、当然、今までそういった予約システムもない中で、今回、自宅のパソコンであったりスマートフォンから直接予約

ができるといったところで、さらにそういった使いやすさみたいなのところも、できる限りあまり検索とかタッチをしないで、数少ないタッチの中で空き状況から予約までもっていきけるといったところの簡便性といった部分に大きく評価をいただいたものというふうに思っております。

それから、多目的運動場の利用者の増加を見込んでといったところのお話でございましたけれども、結果的に、照明を設置すれば今までそこを活用しなかった方々のウォーキングが増えたりといったところは当然あるものというふうに私どもは見込んでございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 御説明いただきましたが、10年間という契約期間というふうにお伺いしましたし、10年間というのは、事前にお伺いしましたら工事は最初にやると、保守管理業務を含めて10年間だということで聞いておりましたので、今後もちよっといろいろ状況等は見えていかなければと思うんです。

最後お聞きしたいのは、今回、ちょっと質問、施設予約システム導入についてお聞きしていただきますけれども、事務局長のほうからは照明灯との連携も図れますと。あと予約システムのほうも、現状は空き状況が確認できるだけで全部予約は電話かファクスとかメールとかそういう感じで予約しなきゃいけないシステムになっているので、やはり利用者からするとちょっと使い勝手は悪かったものをこれから変えていきますというお話だったと思うので、そこももう今後、使い勝手等も見えていかなければいけないんですが、ということで最後お聞きしたいのは、システムの中で、今、事務局長がおっしゃったように網羅されているとは思いますが、すけれども、管理者のほうの予約管理、施設情報管理、ユーザー管理とか、あと利用者についてはオンライン予約、オンライン決済等々、システム予約というのは、本当に突き詰ると結構広範囲な業務になっていると思うんです。

なので、最初質問したのは、LED化と施設予約システムをなぜ別々しなかったんですかというところに疑問を持ったのでお聞きしましたが、戻ります、予約システム導入の網羅される範囲について、今後、しっかり見ていくためにどこまでカバーされているか、再度御説明いただけないでしょうか。

2つ目の林間広場の照明については、端的にお聞きします。LED化を順次進めていく中で、工事されていく中で、では、この林間広場の照明の稼働開始時期というのはいつを見込んでいるか、最後お聞きしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） まず、予約システムの業務範囲ということでございますけれども、基本機能といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、空き状況の確認、インターネット予約、それから、これは施設管理側になりますけれども、利用者管理、予約管理、集計帳票といったところの範囲となっております。また、オプション機能としましては、これも繰り返しになりますが、照明制御連携機能、予約に応じた照明の点灯、消灯が可能であるといったところになります。

例えば、スマートドック機能とか、そういった部分もその中には組み込まれているというか、今後、施設の開発の中で現在そこも検討されているというところがございますので、本町においてそういうのが必要だといった時期が来れば、それも導入に向けた検討をしていきたいというふうに思っております。

多目的運動場の照明の稼働時期に関しましてですけれども、平成の森のほうの野球場と多目的運動場の照明につきましては、今の時点でゴールデンウィーク明けから7月にかけてこの更新を行うことにしておりますので、7月の末あるいは8月には照明が新設されているといった状況ということで見込んでおります。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 私からは2つ伺います。

今、伊藤議員の質疑で疑問点は解消されたかなと思っておりますが、町民目線に立ったときに、今回は資料が業務委託契約なので、例えば、積算の根拠でこういう工事をしますでこういう金額がすり上がってきましたよというのではないという状況ですが、今回の工事が行われて、この業者さんに10年間、保守、点検も含めて委託する中でどのように使いやすくなるのか。先ほど、ネット決済についても発言は出たんですけれども答弁はなかったなと思ったんですが、もう一步踏み込んで質問するとすれば、ネット上でスマホで予約ができるようになったよ、じゃあ町民の感覚としたら、スマホでお支払いも完了できたらいいのになあと思ったりするんじゃないかなと思うんですが、そういったネット決済に関してはいろいろな制約があるということは前にも別な場面で伺いましたが、その辺りはどのようになるのか伺います。

それと、令和6年の12月議会の一般質問で、ベイサイドアリーナの体育館の照明が非常に暗いんですよねという話をしましたが、今回のですっかり解消されるのか、その辺りをお伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 今回、令和16年3月末日までの委託契約として契約を結ぶ予定としてございますけれども、町としては、ライフサイクルコストを長期的な視点に立ってできる限り費用を削減したいといったところでの今回の発注手法であったり公募型プロポーザルであったりといったところの内容でございます。

利用者目線で言えば、保守管理を続けることによりまして、例えば、これまでであったような転倒ネットが切れた、それから照明が時期を追うごとに暗くなってきたといったところが、年度ごとに保守管理を続けることによって、そういったことが恐らくなくなってくるのではないかなというふうに考えております。

ネット決算に関しましては、今回の機能の中では改めてそういった機能も含めてといったところでは考えてございません。今後の流れに応じまして対応を検討していきたいというふうに考えております。

それから、アリーナの照明に関しましてでございますけれども、これまでの経過から申し上げます、アリーナが設立当初は宮城国体が開催されるということで照明の競技区分としては最高レベルの照明でありました。それがやっぱり経年劣化とともにだんだんだんだん暗くなったというか、明かりが少しずつ暗くなっていったわけでございますけれども、今回、照明の競技区分に関しましては、高校総体レベル、高校総体の県大会レベルの競技区分にということで、ランク的には落ちるんですけれども、競技区分2でいうと500ルクスということになります。今回、その前提の中で事業者から応募いただいたのは660ルクスということで、実際は競技区分1と2の間ぐらいの照明になるといったところでございます。

でありますので、LED特有のそういった空間の中での均一性とか隔々まで明かりが届くといったところを併せて考えますと、体感的には現状と比べて大分競技がしやすいような状況になってくるというふうに我々は見込んでございます。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 質疑した内容については分かりました。

町長にお伺いしたいと思っておりますが、このベイサイドアリーナ、または平成の森のスポーツ施設というのは、我が町の教育財産でもありますけれども、町の魅力の一端でもあるというふうに思います。これを今後有効に活用して何かイベントであるとか観光につなげるとか、そういった足がかりとしてこの施設整備も有用なのではないかなと思っておりますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 後藤議員お話しされたように、我が町にあるスポーツ施設につきましては、県内のプロスポーツの団体の冠が全てついているというふうな部分もございますし、当然ながら、今週末ですか、今回、スポーツ少年団のミニバケットチームが県の代表になったというふうなところもございます、そういった意味で89ERSの試合、89ERSの社長さんにもお会いしながら、今後、南三陸町との連携というふうな部分も図っていくというふうなことでの面会といたしますか、そういったこともございますので、そこは当然ながらそういった交流施設というふうな部分といたしましても利用できるのかなというふうに思っております。

○議長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、プロポーザル方式による随意契約とあるんですけれども、そこで、先ほど来聞いていますとLED化と予約システムの導入ということだったんですけれども、これは町からの提案、こういったやつをやりたいという提案だったのか、それとも業者のほうからだったのか、その辺伺いたいと思います。

あと今回、岩崎電機さんがあれしたんですけれども、もしこれが可決になった場合、電気工事に関しては、地元の業者さんもいるんですけれども、下請みたいなのが活躍の場は、これは町で関与する問題ではないんでしょうけれども、見込みとしては可能性があるのかどうか伺いたいと思います。

あと今回、この事業はLED化と予約システムなんですけれども、これは予算的にある程度案分できるのか、それとも一体になっているのか。案分できれば何対何みたいな感じで伺えればと思います。

あと先ほど来、保守管理という話が出ていましたけれども、私思うには、以前のような電球と違ってLED化はあまり電気の球というか、それが切れないんじゃないかと思うんですけれども、その点どうなのか。やはり保守管理を10年委託するようなあれが必要なのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） まず1点目、LED化と予約システムについて、これは町からの提案かといったところにつきましては、町からの提案といたしますか、それを資料に盛り込んでいるといったところでございます。

次に、地元業者の活用というお話でございました。今回、プロポーザルをする1つの理由と

して、地元業者の活用による地域経済の活性化といったところを挙げてございます。県に今回の受託候補者から地元の業者5社を活用してこの工事を進めていきたいといった提案をいただいております。3社が電気工事会社、1社が廃棄物処分に係る業者、もう1社は内装の関係の業者といったところで、いずれそういった町内の業者が工事に入っていくといったところで御認識をいただければというふうに思います。

それから、予算の案文という御質問でございました。ちょっと順番は逆になるかもしれませんが、施設予約システムに関しましては、大体700から800万円程度、それから全体の工事費が1億1,400万円のうちの700万円程度が施設予約システムということで御理解をいただければと思います。それ以外の部分に関しては、当然、LED化に絡む部分でございます。そして、複数年に係る保守管理委託料につきましては、大体3,200万円程度になるといったところでございます。

最後に、LEDの電球のもち具合でございますけれども、議員おっしゃるとおり、例えば、ベイサイドアリーナの体育館に関して申し上げれば、1日8時間消灯した場合は大体約20年、6時間の場合はさらに28年とか、そういった期間が寿命ということに、机上の計算ではそういうことになります。が、それもしっかり保守管理をした中でこういった年数といったところで捉えてございます。特に屋外に関しましては様々な外的要因等発生するといったところもございますので、そういった保守管理が将来的なコストというところも考えた場合に非常に大事になってくるといったところで考えまして、そういった保守管理も含めての契約とさせていただいたといったところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 大体分かったんですけども、そこで再度伺いたいのは、こういった契約なんですけれども、ちなみに先ほど案分の件も聞いて分かったんですが、これ当初思ったのはスペック・インみたいな形でなされたのかなあという思いをしていました。そこで伺いたいのは、LED化と予約システムというのは、最初から予定していたんでしょうけれども、分けて発注する考えはなかったのか。そうすることによって、先ほど下請の件で答弁もあったんですけども、例えば、もしかすると地元の業者が元請として落札できる可能性もあったんじゃないかという思いがしていますので、その辺伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 施設予約システムとLED化を分けて発注して、施設予約システムを地元の業者でといった……。 （「いや、工事なんです、LEDの」の声あり）

工事のほうは、すみません、ちょっと先ほどお話ししたとおりでございまして、町内の業者を使っていただくように仕様の中でうたってございます。それに応じて受託候補者のほうから多分お声がけをして、それで町内の5つの業者の、ただ合意書といいますか、そういったものも頂いた上で申請書を出していただいているといった状況でございまして、目に見えて工事にこれから入ってくると思いますが、恐らくほぼ全ての工事において、町内の業者の方々が施工するといったところで考えていただいているのかなというふうに思います。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 私がお聞きしたかったのは、例えば、LEDの電気の部分だけでも地元の業者が元請となって発注できるようなことができなかったのかなど。もともと下請でもやれるぐらいなので、そののところはどうだったのか。言っている意味分かります。一緒に発注すると、ある特定の大きいよその資本の業者しか落札できないと思うんですけども、これを分けて発注することによって、電気工事のほうは地元の資本の会社1社で足りなければ3社なりがJVというか、そういうのがあるのかどうか分からないですけども、組んで発注できれば、より地元への経済効果になったんじゃないかという思いでしたので、再度伺って終わりとします。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 当然、JVといったところも可能性としてはあって、町内の企業さんがそういったところを組んで応募することもできるような資料にはしてございます。

その中で、なかなか業務を統括する役割として町内の業者が実際手を挙げなかったといった現実でございまして、その辺りは御理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） よろしいですね。ほかに。三浦清人議員。

○11番（三浦清人君） 従来の入札契約方法ですけども、価格の競争ということでやられてきたわけですが、今回提案があった絵はプロポーザル方式を取った経緯といいますか、なぜこういうふうな形を取るようになったのかということが1つです。

それから、種類によって合格点といいますか、今回は79.50点で合格したと。その点数の基準、今回の最低点数というんですか、クリアする点数というのはどういったことで、まず多分各項目によって点数が打たれてあると思うんですよね。それが合計点数が79だ、合格点だということになるんですが、入札すれば最低価格じゃないけれども、最低点数はどこで設定になったのか、その設定した基準といいますか、どういうことで最低点数を決めたのかとい

うことであります。

それから、一番これが大事なことなんですが、審査するわけです。いろいろと業務の内容によって、専門的な知識のある方が審査委員になっているんだろうなというふうに思っておりますが、今回のこの審査委員の方々のどういった職種といたしますか、方々の名前が並べられているのかなというところをお聞かせいただければと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） まず、公募型プロポーザルを導入した理由といったところでございますけれども、今回、このLED化につきましては、単なる照明交換ではなくて、我々、社会教育施設の長寿命化計画等において長期的な視点に立ってといったところがございます。なかなかLED化につきましては、先進の自治体見てみますと、例えば、外国産のそういった電球を取り付けて二、三年で交換してしまうといった事例もあったことから、そういった自治体の事例なども集めたときに、しっかりライフサイクルコストであったり省エネ化だったり、そういったものを実現できる業者を選ぶ必要があったといったところがまずございます。

それから、先ほど来出ております平成の森の多目的広場につきましては、ここはどういう形がいいのか、どういう照明の在り方がいいのかといったところは、ぜひ事業者の提案に委ねたいといったところがございましたので、そういったもろもろのことから、公募型プロポーザルを採用していったところでございます。単なる照明交換ではなくて、LED化というのは提案性の高い事業だと思っております。先進自治体の事例からもこういった手法を用いている自治体が多いといったところも参考にさせていただいたところでございます。

それから、審査の点数の基準といったところで、クリアすべき最低の点数につきましては60点といったところにさせていただいております。

それから、審査委員会につきましては、町内の副町長を委員長として、関連する企画課長、農林水産課長、建設課長を委員等をお願いして審査を進めてもらってございます。

○議長（菅原辰雄君） 三浦清人議員。

○11番（三浦清人君） 分かりました。

何年ぐらい前でしたか、昔、国の指導ではなかったんですけれども、普通の入札からこの公募型プロポーザルの選定方式を言われてきていたんですね。各自治体でもいろいろな事業をプロポーザルに切り替えてやられた経緯があります。当選した方はいいんですが、落選した方からいろいろ文句が出て、要するに公正な入札の透明性という観点からいろいろ問題が出

てきまして、そしてまた、そのプロポーザルをやめて、面倒くさくなったんでしょ、また一般の入札方法になってきた。今回、これが提案されていて、あらあらと思って先ほどの質問をさせてもらいました。

今後いろいろな種類の入札があるかと思うんですが、その辺のところはよく考えてやっていただきたい。要するに、額の競争だと誰しも分かりやすいわけなんです。この公正な入札の透明性ということが、随分、当時騒がれたのもありますので、そこのところをよく見極めた上でこの入札方法を決めていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第41号 工事請負変更契約の締結について

○議長（菅原辰雄君） 日程第9、議案第41号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第41号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和7年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議案第41号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていた

だきます。

議案書は27ページ、細部につきましては議案関係参考資料44ページから46ページを御参照願います。

まず、議案書の27ページ。

契約の目的は、令和7年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事。

契約金額につきましては、変更前が1億9,470万円、変更後が2億1,786万3,800円で、2,316万3,800円の増額でございます。

契約の相手方は、株式会社阿部伊組でございます。

次に、議案関係参考資料45ページを御参照ください。

工事概要についてでございますが、当初は防波堤施工延長L=10メートル、根固ブロック製作・据付が4個、被覆ブロック製作・据付が51個、消波ブロック製作・据付が83個としておりましたが、今回、防波堤の本体工を5メートル追加で整備、これに伴い消波ブロックの製作・据付が43個減の40個となるものでございます。

変更理由につきましては、戻りますが、議案関係参考資料の44ページを御覧ください。

まず最初に、こちらのほうに記載はございませんが、現在の請負額に対しまして補助事業としての交付決定済みの事業費に余裕があったことから、これまで増嵩を検討してきたところでございます。具体には、発注時には国庫事業補助事業費として2億円の交付決定を受けており、約500万円の余裕があったところでございます。また、他地区の同じ漁港工事などで約1,800万円の残額が生じていたことから、これを充当して本体工を5メートル延伸することとしたものでございます。こちらの増額が約3,300万円ということでございます。

また、あわせて、昨今の物価高騰によりまして生コンクリートの価格が上昇したことから、今後打設するコンクリート単価を見直すことで1,100万円の増額としたものでございます。

これらの合計が4,400万円の増額となったことから、これに伴いまして財源が不足する分をブロック個数の減による2,100万円の減額で調整したというものでございます。

資料46ページには、工事請負変更契約書の写しを添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

この議案は、12月議会するとき1回取り下げした、上程はならないけれども、議会に提出され

たので取り下げした議案の分かと思われるんです。そうであれば、ここの資料の44ページの当初、変更前の請負額と12月のとき取り下げした当初の変更請負額、当初の予算額ですよ、それに若干の違いがあるんですけども、これはどちらが本当の当初の予算額なのか、その辺お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 及川議員、取り下げた件は議題となっていないので、今あるこの議案書に沿った質疑をお願いいたします。

○9番（及川幸子君） 今、変更前の請負額、総額では合うんです。1億9,500万円ということが総体の額、当初の額なんです。ただいま、もろもろのコンクリートも上がっているからというところでの説明でこういう変更が出ているわけですけども、総体的な額が合うんですけども、中身で若干の違いがあるんですけども、その辺を御説明はできますか。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 10月には大変失礼をいたしました。その後、我々の中で設計を再度もう1回やり直して積み上げた額が今回の額ということでございますので、当初に契約した額プラス今回のきちんと設計をした額が変更後の額ということですので、今回の変更額のみ見ていただければと思います。

○議長（菅原辰雄君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第42号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（菅原辰雄君） 日程第10、議案第42号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第42号損害賠償の額の決定及び和解についてを御説明申し上げます。

本案は、令和7年12月20日に南三陸町消防団伊里前屯所付近で発生いたしました車両の物損事故に関し、損害賠償の額を決定し和解することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） それでは、議案第42号損害賠償の額の決定及び和解について細部説明を申し上げます。

議案書の最終28ページ目を御覧願います。

議案書に記載の順で御説明を申し上げます。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、1として記載のとおり、南三陸町歌津の個人の方でございます。

次に、2、事故の概要でございます。

本件賠償に至る原因となりますが、昨年の12月20日に町の消防団員の方が消防車両について車庫、いわゆる屯所に格納するため、当該消防車両を後退させたところ、屯所脇に駐車してあった相手方の車両に当該消防車両を接触させたと、そうしたことにより当該相手方の車両が破損したというものでございます。

続きまして、3、損害賠償額でございます。

賠償いたします額につきましては34万6,720円でありまして、その内訳といたしますと、当該相手方車両の修理代が26万920円、当該修理のために必要となった代車の借り上げ26日分が8万5,800円、合計34万6,720円といった損害の賠償でございます。

なお、事故の発生箇所につきましては、伊里前班ポンプ車班に係る屯所となりますが、具体の位置につきましては、議案関係参考資料の47ページにお示しをさせていただいております。状況写真につきましても併せてお示しをさせていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

本件事故につきましては、消防団皆様の日常の警戒出動としての活動中のものではございますが、引き続き、事故の防止、また交通安全意識の再徹底といったことに向けまして、各種会議を通じるなどしながら必要な周知等を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、議案第42号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及

川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 2点ほどお伺いします。

1点目は、消防の駐車してあった車に消防車がぶつかったということなんですけれども、そこに停車してあったその車は、通行車両が停止してあったのか、消防団として出動するためにそこに置いてあったのか、その辺1点お伺いします。

それから、この写真の状況を見ると、軽自動車の後ろの丸印がついているところが破損したんですけれども、新品で交換したのか、34万6,000円というこの額なんですけれども、これを交換したことによって代車と修理代がこのぐらにかかったと私解するんですけれども、新しいものをつけたのか、その辺、その2点お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 御質問の1点目ですが、相手方となります方につきましても、同じく消防団員の方でございまして、同様の警戒活動に参画をいただいている際にあらかじめ駐車してあった車両、そちらのほうに格納時に消防団の車両が接触をいたしましたという経緯でございます。

写真のとおり、車両の右側後方のいわゆるバンパー等が損傷しているといった状況でございます。議員も御承知のとおり、最近の車両は全てこのバンパーというのは一体型になっておりまして、いわゆるたたき出し等が困難なものになりますので、基本的な修繕としますと、新品に交換するというのが通常だと思います。その他、若干右側後部のフェンダー等にもゆがみがあると思いますけれども、この点についてはたたき出し等で可能な部分はたたき出し等で、それが困難な場合は必要な部品交換となるかと思えます。

なお、この点につきましては、いわゆる本町が加入しております保険の査定のほうの審査も経る形になってございますので、過大な修繕とかそういったことはないといったことで御了解をいただきたいと思えます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 最初の、今なぜ駐車しておいたの、団員が止めておいたのが通行車両でないということを確認したので、安心したんです。

通行車両が止めておいたところへぶつけたとなると、やはりそこはおわびという言葉が役場でも担当課でも行って、一般の人の車ですから、しなきゃいけないのかなという心配があったので、消防団同士のそういうぶつけた事故だったので、その辺は消防団同士で和解が成立、その場の現場では確認をしたことだからよかったと思っておりますけれども、それが1点。

それから、今聞くと、一体化になっているからということで新しいものと交換したというような話なんですけれども、そういう解釈で分かりました。34万6,000円ということは、これは保険で直せる金額だと思んですけども、町が入っている保険で当然直すというような解釈でよろしいでしょうか。その辺お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 消防団に御使用いただいている消防車両につきましても、我々が通常用いる公用車と同じく保険のほうに加入をさせていただいておりますので、同時進行で現在保険の手続を進行中といったことでございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 今、和解の件が議案として出ていましたけれども、最近、軽微なものであっても公用車のそういう事故というか破損というか、こういうものは起きていないのか、たまたまこの件が今回できてきたことなのか。しばらくはなかったんですけども、そういうことはないですか。軽微なものは上がってこないんですけども、庁舎内としての事故などはあるのかなのか、お伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 当然、軽微なものであっても、専決等の御指定をいただいていない以上は、相手方に賠償の必要があります場合は議会のほうの議決を賜るということになってございます。

その上でなんですが、いわゆる公用車の軽微な事故等といったことでございますけれども、当然、相手方を有するような事故といったものは発生してはございません。当然、現場等に向かう際に、車両に、例えば、枝等で若干のこすれ傷がつくといった程度のものは常時発生しているかと思えますけれども、議員御指摘の事故といった形で整理すべき内容については生じていないということでございます。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、1点だけ確認したいと思います。

ぶつけたほうの車は保険なんですけれども、消防車のほうは大丈夫だったのか、その点だけ簡単に確認させて終わりといたします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、消防車両、いずれもベースはいわゆるトラックになってございまして、

どちらかというトラックの後方の角といいますか、あの部分は大変強固に出来上がってございますので、消防車両側の損傷はないといったことで修理を要するような損害はないといったことになってございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号 令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

○議長（菅原辰雄君） 日程第11、議案第43号令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第43号令和7年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめとする国の補正予算に関連した事業の所要額のほか、人事院勧告に伴う給与改定による経費等を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） それでは、議案第43号令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

御説明いたします前に、議会事務局のほうを通じ当初の資料送付をいたしました際、提出分の日付に誤りがございまして、必要な対応において御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。今後におきましても、各種資料の調整等に当たりましては慎重かつ丁寧に意を用いてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い

を申し上げます。

それでは、改めまして補正予算書の2ページを御覧願います。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7,869万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億8,317万円とするものであります。

続きまして、3ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。

初めに、3ページ、歳入であります。

10款地方交付税35.7%、14款国庫支出金14.7%、15款県支出金5.6%、21款町債8.4%、補正されなかった款項に係る額35.6%となっております。

続いて、4ページから歳出でございます。

1款議会費0.9%、2款総務費23.7%、3款民生費18.9%、4款衛生費10.8%、5款農林水産業費8.2%、6款商工費3.1%。

次の5ページに移ります。

7款土木費7.0%、8款消防費5.5%、9款教育費10.1%、12款予備費1.0%、補正されなかった款項に係る額が10.8%となっております。

次に、6ページ、第2表地方債補正についてでございます。

漁港整備事業における県漁港施設機能保全事業負担金に充てる漁港機能保全事業債について、波伝谷漁港及び志津川漁港分7,500万円を追加するものとし、限度額に増額変更を行うものでございます。

それでは、予算の詳細について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書10ページ、歳入であります。

10款地方交付税1項1目地方交付税補正額1億5,209万1,000円につきましては、給与改定費、臨時財政対策債償還基金費等、いわゆる再算定に伴う増額でございます。

14款2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として2億1,053万円、歳出で御説明をいたしますが、物価高騰の影響を受けている町民、事業者の皆様に対する各種補助事業に充当するものでございます。具体につきましては、議案関係参考資料も用いながら歳出において御説明を申し上げます。

続いて、2節戸籍住民基本台帳費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金359万7,000円につきましては、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修費に係る補助

であり、歳出の2款3項1目12節の委託料への充当、補助率は10分の10でございます。

同じく14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金2,866万6,000円につきましては、歳出の3款2項1目児童福祉総務費19節の物価高対応子育て応援手当及び12節の委託料等に充当するものでございます。

15款2項2目民生費県補助金1節の社会福祉費補助金498万5,000円につきましては、3款1項1目社会福祉総務費19節の扶助費、低所得世帯物価高騰対策給付金に充当するものでございます。

続いて、2節児童福祉費補助金81万4,000円につきましては、歳出の3款2項1目児童福祉総務費19節の扶助費、低所得ひとり親世帯生活費支援給付金等に充当するものであります。

11ページ、同じく15款2項4目農林水産業費県補助金300万7,000円につきましては、渇水対策に係る県補助に関し、実績に応じそれぞれ増減させるものでございます。

最下段、21款1項町債2目の農林水産業債7,500万円につきましては、先ほど地方債補正において御説明を申し上げました波伝谷漁港及び志津川漁港に係る県漁港機能保全事業負担金に関し、計上しているものであります。

次に、歳出、12ページからであります。

なお、各款を通じたいわゆる人件費の調整につきましては、先ほど議決をいただいた今般の給与改定等に伴いまして、おおむねとして増額を示しておるものでございますことから、それらを除きまして、主としては今般の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る項目に関し、御説明をさせていただきたいと思っております。

補正予算書に併せ、議案関係参考資料の48ページから50ページまでを御参照いただければと思います。

それでは、補正予算書13ページから申し上げます。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費24節の積立金1,551万4,000円につきましては、歳入で申し上げました交付税の再算定に伴うものとして計上するものでございます。

6目企画費19節の扶助費1億3,650万円につきましては、議案関係参考資料の48ページに、1、全町民への生活支援としてお示しの物価高騰対応生活支援給付金として町民お1人につき1万円、さらには65歳以上の方には5,000円を加算して給付するといったものでございます。

次に、予算書の17ページを御覧願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費18節の負担金補助及び交付金25万円につきましては、議案関係参考資料の48ページに、2、社会福祉施設等への支援としてお示しの社会

福祉施設等物価高騰対策事業補助金の一部でございまして、通所型の社会福祉施設に対しては定員お1人につき5,000円、訪問型の社会福祉施設につきましては車両1台につき7,000円を交付するといったものでございます。

続く19節の扶助費2,420万円につきましては、議案関係参考資料の48ページに、3、低所得世帯への生活支援としてお示しの低所得世帯物価高騰対策給付金として、町内の住民税非課税世帯に対し2万円を給付するといったものでございます。

続いて、予算書の18ページを御覧願います。

3款民生費の2項児童福祉費1目児童福祉総務費18節の負担金補助及び交付金53万円につきましては、先ほどに同じ議案関係参考資料の48ページにおいて、2、社会福祉施設等への支援としてお示しの社会福祉施設等物価高騰対策事業補助金の一部でございまして、民間の教育保育施設に対し、受入児童お1人につき8,820円を交付するといったものでございます。

続く19節の扶助費2,774万円のうち、低所得ひとり親世帯生活費支援給付金74万円につきましては、県事業として児童扶養手当の受給世帯に対し各1万円を給付するものでございます。物価高対応子育て応援手当2,700万円につきましては、国事業として児童手当の対象1人につき2万円を給付するといったものでございます。

続いて、予算書の21ページを御覧願います。

5款農林水産業費1項農業費3目の農業費振興費でございまして。

まず、18節の負担金補助及び交付金のうち、農業用水確保対策支援事業補助金222万9,000円の減額につきましては、渇水対策に要した費用に対する個人向け補助金に関し、実績に基づき減額するものでございます。

同じく18節園芸農家物価高騰対策事業補助金270万円につきましては、議案関係参考資料の49ページに、4、園芸農家への支援としてお示しのとおり、園芸農家における資材代、肥料代等について、補助上限を10万円としまして補助対象経費の3分の1について補助するといったものでございます。

続く畜産農家物価高騰対策事業補助金586万9,000円につきましては、議案関係参考資料の49ページに、5、畜産農家への支援としてお示しのとおり、畜産農家における飼料購入費用への補助として、まず繁殖牛については4か月以上または4か月未満の区分によりまして1頭につき8,000円または4,000円を、肥育牛につきましては1頭につき1万円を、乳用牛につきましては4か月以上または4か月未満の区分により1頭につき1万円または5,000円、並びに綿羊につきましては1頭につき3,000円を補助するといったものでございます。

次に、予算書の22ページを御覧願います。

5款農林水産業費 1項農業費の 5目農業農村整備費18節の負担金補助及び交付金、農業用水確保応急対策事業補助金174万9,000円につきましては、営農組合による農業用水の確保に要した電気代等の一部について補助を行うといったものでございます。

続きまして、予算書の23ページ、同じく 5款農林水産業費の 3項水産業費 2目水産業振興費 18節の負担金補助及び交付金、漁業資材等物価高騰対策事業補助金5,000万円につきましては、議案関係参考資料の49ページに、6、漁業者への支援としてお示しのとおり、宮城県漁業協同組合の正組合員である町内漁業者によります漁業資材の購入について、補助上限を10万と補助するといったものでございます。

同じく 5款 3項の 3目漁港管理費12節の委託料、漁港施設等機能保全事業設計業務委託料 2,200万円の減額につきましては、実績見込みによる減であります。

続いて、14節工事請負費、漁港施設等機能保全工事2,200万円につきましては、令和8年度で予定した館浜防波堤補修工事について、前倒しし施工するといったことによる増額でございます。

続いて、18節負担金補助及び交付金、県漁港機能保全事業負担金7,500万円の内訳は、波伝谷漁港に係る事業費 3億5,000万円の受益者負担金として15%、5,250万円、並びに志津川漁港に係る事業費 1億5,000万円の受益者負担金として15%、2,250万円でございます。

最後に、予算書の24ページ、6款 1項商工費 2目の商工振興費19節の扶助費2,240万7,000円でございます。

初めに、運送業者燃油価格高騰対策支援金の750万円は、議案関係参考資料の49ページに、7、運送事業者への支援としてお示しのとおり、町内の運送事業者による燃料の購入費用の一部について支援をするといったものであり、具体といたしましては、令和7年4月から12月までに要した燃料購入費の2割について、油種ごとに異なる1リットル当たりの支援額を乗じ交付するといったものでございます。

同じく19節の高圧電力利用事業者電気料金支援金1,490万7,000円につきましては、議案関係参考資料の最終の1つ前の50ページのほうに、8、高圧・特別高圧利用事業者への支援としてお示しのとおり、高圧電力を利用する町内の事業者の方々に対し、令和7年4月から12月までの電気料金の一部について支援をするといったものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（菅原辰雄君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時45分といたします。

午後2時23分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（菅原辰雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） では、私のほうからは1つだけお伺いします。

ページ数を示しの上ということですので、13ページになりますか。

物価高騰対応生活支援給付金ということで、参考資料で言えば一番最初にある全町民への生活支援、全町民に1万円ずつ現金で給付すると。さらに、65歳以上の町民の方に対してはプラスで5,000円加算して給付金を配付するというような内容でございました。この65歳以上というふうに限定した決定に至った理由、どんな思いがあったのかお伺いしたいと思いますが、どのようなお考えだったのでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今回のまず重点支援交付金のほう、生活者、そして事業者への重点的な支援ということで様々検討しました。可能な限り隅々までという視点で検討させていただきまして、全町民へのお1人1万円の給付、それに合わせてやはり今回加算をさせていただく対象となられる方々の世代というのは、やはり年金収入に支えられている割合が非常に多くございますので、今回の物価高騰の影響も大変多く受けているだろうということと、やはり世代的な状況の中で医療費や、例えば、時期的な暖房費など、そういった世代特有の支出も多いであろうということで加算をさせていただきました。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） もちろん決定に至った趣旨は分かるんですけども、若年層がじゃあ可処分所得が多いのかということになれば、高齢者に比べて可処分所得が多いのかと、決してそんなことはないとは思っておりますし、労働している皆さんの給料がどんどんどんどん上がっているかといえば、そんなことはない。

ですので、隅々まで支援を行き渡らせたい。さらに、その中で高齢者特有の、65歳以上の方特有の支出もあるでしょうということ、一定の理解はできますけれども、乱暴な意見をあえ

て申し上げれば、全町民に1万円ずつです。42%ぐらいですか、今、高齢化率が。65歳以上の方にプラス5,000円ということになると総額が大体分かります。その総額をもう1回町民の数で割ると1万2,000円ぐらいに多分なるんだと思うんです。片方だけに1万5,000円にして1万円と区別するんじゃなく、みんなに1万2,000円でもいいんじゃないのという意見もあると思うんですけれども、その辺り、65歳以上ということに絞った思い、これは町民の皆さんにぜひ聞いていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、課長でも町長でも構いませんが、どのような思いだったのか、もう一度お伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 内容といたしましては、先ほどお話ししたとおりなんですけれども、やはり地域特有といたしますか、国民年金のみという方の割合も非常に多い地域でもございますので、あえて今回は65歳以上の方々の支援を厚くということと、それから先ほど隅々までとお話ししましたけれども、今回の現金給付以外にも、子育て世代の給付であったりとか他の部門での給付も様々盛り込んでおりますので、総合的に考えまして今回の結論に至ったということでございます。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 最後にありました県や国からまた、参考資料のほうには出てきていませんけれども、児童手当が2万円かさ増しといたしますか、という部分もありますので、子育て世代への支援は別にある。だから、今回は高齢者ということなのは、一定程度今の説明で理解はできました。

ただ、私から申し上げたいのは、この町の若年層、子育て世代、子育てしていなくてもこの町で希望を持って活動している若者たちも決して楽な生活をしているわけではないということとは、一言申し添えておきたいなというふうに思います。

終わります。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、私からも1点御質問させていただきます。

今の後藤議員のほうから御質問させていただいて答弁内容にあったとおり、隅々に行き渡らせるというのが目的であり、また、メニューも様々今回組まれているのは、今までの物価高騰対策の事業においても同じだったかなというふうに思うんですが、ちょっと方法論についてお聞きしたいと思うんですが、資料でいうと関係参考資料は48ページになるんですけれども、現金給付にて今回は生活支援がされるということなんですけれども、様々方法あると思

うんです。ほかの例を見れば、商品券であったり電子クーポンであったり、または先日の12月議会のように水道料金の減免とか、いろいろ方法論はあるということで、デメリット、メリットがそれぞれあるのも承知しております。

どれがいいかというのは正解はないと思うんですが、今回、この方法に決定するまでのプロセスにおいて、やっぱりどのような検討をされたのかなど。どれがいいということはないんですよ、どの方法を取っても。なので、町としてこのプロセスにおいてどれぐらい検討されたのかなど。スピーディーな支給をやっぱり町民側は求めているとは思いますが、やっぱりただ単に国から下りてきて、はい、現金給付ですよというのでもなくて、町として検討されたかどうかという部分をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 今回のこの現金給付に限って言いますと、その検討につきましては、やはりこれまでも重点交付のほうは何度かありましたけれども、やはりそこは町民の皆様方の声、やはりより自由度高く使えるもの、そして今議員おっしゃられるように、迅速な給付というのを考えまして現金支給という形にさせていただきました。

そして、実際、本当に国からの額の決定から提案までは非常に短い時間で決定しなければならないんですけれども、企画以外の事業に関しましても、それぞれ産業団体であったりとか関係団体の意見を聞きながら、皆さん、計画、検討しての決定ということになってございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、そのお金は分かりました。

とはいえ、その理由は分かったんですけれども、やっぱり逆にこういった現金給付をする上でよく出るのは、地元のほうにどれぐらいお金が落ちるんですかという話に必ずなって、そうすると、やっぱり地域で使ってもらえるような方策を取っている例もたくさんあるということになりますけれども、先ほど申したとおり、どれがいいかというのは正直正解がないので、今回は現金給付の決定を支持するわけなんですけれども、ちょっと念のため聞いておきますが、1万円給付、65歳1万5,000円給付ということで、あと低所得者世帯と子育てというふうに出るんですけれども、全額現金の給付は方針として出ていますが、併用型って検討に入ったのかなど。例えば、半分現金、半分商品券で地元で落としましょうとかという検討があったのかどうか、それをお尋ねしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 実際、検討でもそういった意見等々も出ました。ただ、先ほどお話ありましたように、やはり今回、特に食品の物価高騰というのが色濃くございまして、地域の町民の方々それぞれによって使用目的というのが異なってくると思うんです。やはり自由度というのを最優先にさせたというのと、あとおっしゃられるように地域の経済効果もこれ大変重要なことですので、別ページにはなりますけれども、商工観光課のほうでも事業者支援という形で、また別な形で今回は盛り込ませていただきました。ただ、現金給付、やはりもし可能であれば地域の方にはぜひ町内で活用していただきたいなという思いはございます。（「終わります」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） ほかに。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 何点かお伺いします。

まずもって、12ページの議会費の中で交際費が8万円の出ております。この8万円、今、1月、2月、あと3か月あるわけですけれども、その3か月分の不足だと思われるんですけれども、果たしてこれは昨年度の予算と比べて同額、予算的に取っておいたのか、少なく取っておいたのか、多く取っておいて今回不足になったのか、その辺お伺いします。

それから、やはり前議員もおっしゃっていました扶助費の関係で、1万円にこれ65歳以上5,000円ということで大変ありがたいことで、テレビニュースでもがんがん国のほうでも言っております。そうした中で、これを今、現金で差し上げるということなので、支払いは口座振込になると思うんです。その辺は各銀行共通のものになるのか、その辺も併せてお伺いしたいと思います。

現金給付になった場合の、今、ここで議決になれば早速その手続に入ると思うんですけれども、いつ頃の支払いになるのか、予定として。皆さん、興味深くして見ておりますので、その辺、実施時期がいつになるのかというところまで踏み込んでお願いいたします。

それから、17ページ、18の負担金補助及び交付金と19の扶助費もあります。低所得者への物価対策ということで非課税世帯2万円ということもありますけれども、この上の社会福祉施設等物価高騰対策事業補助金は各事業者だと思うんですけれども、この内容も少し踏み込んでお願いしたいのと、非課税世帯の2万円もどういう支払いになるのか。その辺お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 議会事務局長。

○議会事務局長（高橋伸彦君） それでは、議長交際費の補正について御説明いたします。

議長交際費につきましては、各種団体との対外的な活動を行う際に必要となる経費としての

支出となります。今年元町議会議員の方々が複数お亡くなりになられまして、その方々への弔辞といいますか、お悔やみに係る香典、生花等の支出が見込みより増加いたしました。したがって、今後執行予定となる予算に不足を生じることになりますので、今回、補正予算に計上させていただきました。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） それでは、私のほうから2つ目と3つ目についてお答えさせていただきます。

まず、口座なんですけれども、本日、こちら予算お認めいただいた後に、早急に2月中には各世帯に申請書というものをお届けする予定でございます。そちらのほうに指定の口座情報を頂きまして、そちらに振込をさせていただく予定になってございます。

それから、3点目の支払いはいつ頃になるかということなんですけれども、その申請書が私どものほうに届き次第、迅速に事務のほうを進めまして、恐らく早い方ですと3月中旬ぐらいからは順次支給ができるかと思っております。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、初めに低所得者の物価高騰対策ということで非課税世帯の方々に対する給付といったところでございますけれども、2万円の給付ということをご予定させていただいております。支給の方法といったところでございますけれども、前回までに実施をしておりました住民税の非課税世帯等の給付金の関係で口座情報などを町のほうでも押さえているというところもありますので、そういった方々に対してはプッシュ型で支給をするということをご想定しております。口座情報がないという方につきましては、確認書というものを送付させていただいて、その確認書の送付させていただいた後に口座を確認しての支給ということをご予定しております。現時点では、2月中にはお知らせ、確認書などを送付して、3月の早い時期には支給をしたいというふうなことでスケジュールを組んでございます。

それから、もう1点でございます。社会福祉施設等の物価高騰対応の補助金でございますけれども、こちらにつきましては障害福祉事業所向け、それから教育・保育とあとは障害サービス・障害福祉系の事業所さんということで、区分で申し上げますと3区分ということで事業所のほうが対象となるということございまして、それぞれ区分として入所系だったり通所系だったりということ、それから、あとは訪問系ということでございますので、その区分に応じて、例えば、訪問系であれば車両のガソリン代についてといったところ、入所・通所

系であれば定員1人当たり幾らというような設定の仕方では補助を出すということではございません。

教育・保育系につきましては、物価高騰の影響を強く受けております賄い材料のほうの補助ということで検討しております、こちらにつきましてもなるべく早い時期での支給といったところを進めていきたいと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） いろいろと町民の皆さんは、もうテレビ報道でばんばん報道になっているので、今日も議会終わったらじゃあ教えてくださいなんて言われていましたので、今ここで伺いするわけですけれども、大体それで分かりました。

以前ですと、郵便局が駄目だとか銀行だといいいよというようなこともあったんですけれども、そういう金融機関、本人が出されたものであればみんなオーケーにするのか、その辺、この銀行、この銀行、郵便局と指定するのか。以前にも、今、保健福祉課長言ったようにリストがあるから、そうであればそこにまた流せばいいんですけれども、全体の1万円プラス5,000円なんかでいうと、新たに請求書を出す人もあると思うんです。そうした場合、口座を特定できるのか、出してきた人たち、それを皆容認するのか、その辺まで伺いいたします。

それから、今、答弁で通所型とか法人のほうにやる車、先ほどの説明ですと車7,000円というような発言もあったので1台7,000円するのかなと思ったら、今、課長の答弁ですと燃料代だということを伺ったわけなんですけれども、その辺どちらなのか、もう一度、申し訳ないですけれども、伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 郵便局はもうゆうちょ銀行でございます。銀行でございますので、問題なく振込をさせていただいておりますので、現在も、本件につきましても大丈夫、郵便局についても振込は可能でございます。

農協さん、あと漁協さんと申しましたが、今は信漁連さんということで変わっておりますけれども、これも大丈夫、振込は可能でございます。

振込先の情報を世帯主なり個人から町にここに振り込んでくださいと言われたところに振込をさせていただきます。番号を間違わないように当然確認をした上で振込をいたしますので、そうする限りにおいて振込不能というのは生じないものと理解しております。申請後にその方が亡くなってしまったりとかという場合は口座が凍結されることが通常でございますので、そうした場合は電話等で再度確認をする必要は出てくるのかなあとは思いますが、基

本的にはそういった流れで振込対応をさせていただきたいと思っています。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 御質問のありました訪問系の対象経費の考え方といますか、対象経費につきましては、今議員からお話ありましたとおり、車両に係る燃料代ということでございますので、ガソリン代といったところを想定しているというところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 今、お伺いしていると、2月中に本人からの書類を取って、そして3月には口座に入金できるという、おのおの全ての物価高についての助成金は3月初め、今まで聞いた中だと、2月に書類をもらって3月上旬には振込になるというような皆さんのお話でしたので、そのような解釈で町民の皆さんに伝えていきたいと思っておりますので、それでいいですね。2月、今、御答弁なされた人たち、3月初めには各口座に振込完了になるということよろしいですかということを確認したいと思っております。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 再度、確認のためにお伝えをいたします。

2月中に申請書を発送いたします。届き次第、皆様に申請書の必要事項を書いていただいて、それを返送していただく。私どものところに着いてから事務処理、順次行いまして、早い方ですと3月中旬ぐらいからの支給になるだろうという予定であります。これは現金給付の今仕組みをお話しさせていただいておりますので、御理解いただければと思います。ただいまお話ししました企画課で行います現金給付の申請方法でございます。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） 1点だけお伺いします。

参考資料でいうところの50ページ、エネルギー高騰支援についてお伺いしたいんですけども、これ町内の中小企業者、主に工場系が対象かと思うんですけども、場合によっては福祉施設とかも高圧電力を使って施設の管理をしているかと思うんですが、対象になるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小野寺洋明君） お答えさせていただきます。

高圧電力利用事業者につきましては、定義としまして中小企業者、小規模企業者ということで、福祉施設は入っておりません。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） ごめんなさい、ちょっと乱暴な質問だったかもしれない。

個人的にお話ししたことがあって福祉施設に従事されている方との会話の中で、過去にもいろいろ支援事業はあったと思うんですけども、施設自体に高圧の交付金出ているという話があって、ああ、でも町のメニューでは見たことないなあと思ったら、国だったか県だったかの福祉関係のほうからの高圧の支援があるという話、私聞いたことあるんです。

なので、ちょっとお伺いしたんですけども、今回、48ページに福祉施設への光熱費や燃料費というふうなメニューが出てきていて、いろいろな臨時交付事業に福祉関係のメニューとして出てくることってあんまりなかったんじゃないかなと思って、場合によってはその辺の重複とかをちゃんと避けるしつらいでこういったメニューがあてがわれているのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

今回の社会福祉施設等の物価高騰対策事業の補助金でございますけれども、宮城県のほうでも、高齢者施設に限ってという取扱いでございますけれども、同じような施設への物価高騰対策の事業というのを実施することとなってございまして、今回、町のほうでも同じく社会福祉施設等というくくりではございますが、高齢者施設の分も含めてということで整理をしているんですけども、県の対象経費の考え方とか算出方法というのもちょっと参考にさせていただいて、今回は、入所系とそれから通所系につきましては、金額は異なりますけれども、定員1人当たり幾らというような設定の仕方を用いることとしておりまして、その中で対象の経費として見るものといたしますと、施設の運営に係る光熱水費、燃料代とか、それから食糧費といったところも含めて、定員1人当たり幾らというような算出方法を取っておりますので、その辺については、県の事業と金額は違うんですけども、考え方は同じような考え方で進めているというところで御理解をいただきたいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 私も今回の給付について、皆さん同僚議員が質問していますが、ちょっと細部についてお伺いしたいと思います。

最初に、報道のほうで1万5,000円というような数字が新聞に載りましたが、その後で2月中に給付になるみたいな感じの報道もちょっとあったので、今、企画課長の説明ですと、2月に申請書を郵送して、それが戻ってきてそこから事務処理してということで3月中という

ことなんですけれども、2月のいつに申請書送付予定なのか、そしてやっぱり3月中旬ぐらいになるのか、その辺お聞きしたいと思います。

今回の国民への給付というのは、政府のほうは物価高対策ということで基本的に国民にお金を配ると、ばらまくといった話の内容から、やっと国・県の予算が来て今回の議会の議事に載ったと思うんですけれども、その中で低所得者の方も2万円ということなんですけど、そうすると、1人1万円、あとは65歳以上5,000円、そして低所得者世帯、また、それに加えて2万円なのか、その辺お聞きします。

あとは、以前は子育て世帯にも支援ということで政府のほうでは言っていたんですが、子育て世帯への支援というのはあるんですか、ないのですか。その辺お聞きします。

あと今回、地元の中で商店街のほうで、私も商工会の会員なので、そういった高齢者の物価高対策ということで、プレミアム商品券を商工会独自でまちづくり未来と一緒に一つ一つつくって、歌津地区で配付して、約200枚のプレミアムチケットがすぐに完売になったと。そして、その人たちの話の中に、少しでも助かるんだと、そのお金というのは2割増しなんですけれども、とにかく少しでも助かるんだと、そういったことをやって喜ばれていました。こういったなかなか住民の生活が物価高で苦しい中で、町として、今後、物価高対策がこれで終わるわけではないと思うので、そういったプレミアム商品券の作成とか町の取組が今後考えられるのか。この辺は町長にお聞きしたいと思います。

あと水産業者、その辺に5,000万円ということで、総務課長が話していたのは大体1人当たり10万円ということで、それを割っていくと500漁業者というような感じになると思うんですけれども、なかなか漁業の物価高対策を補填しても、今の水産業というのはなかなか厳しいような状況があります。カキのへい死、これカキをつないでロープに垂らしても、それが腐ってしまったら、せっかく資材を購入して養殖設備を作ったんだけど、また溶けてまた駄目になったと。だから、今回の10万円で漁業者の不安を取り除けるわけではないと。だから、その辺を考えていくと、今回の5,000万円の漁業者への支援というこれだけでは私は済まないと思います。

それはなぜかという、町でも把握していると思うんですけれども、漁業者の問題というのは、こういった材料費の補填だけでなく、もっともっと厳しい現実があるのですけれども、漁協のほうとか町のほうに上がってきている漁民の困っている内容を把握しているのであれば、その内容をお聞かせください。分かる範囲でいいです。

この3点お願いします。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 私のほうからは2点お答えさせていただきます。

まず、2月のいつということでしたけれども、ちょっと大変申し訳ございませんが、明確な日にちまではお伝えできませんけれども、本日お認めいただいた後に早急に、この後、町民の皆様へお送りする封筒の作成、それから申請用紙の作成というのがあります。そちらの準備が整って、また発送先の世帯主の方々の確認、これが間違いなく確認できました順に発送をさせていただくということですので、2月中の発送とさせていただいているところです。なので、返信申請書が届き次第、こちらのほうでは支給の事務に入りまして、早い方ですと3月中旬とさせていただいているところです。

それから、今回の現金給付につきましては、他の今回予算を計上させていただいている支援とは別になりますので、それぞれ加算という形になります。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、私のほうから、まず低所得者、非課税世帯の方々に対しては2万円の給付ということでございまして、こちらにつきましては、該当する場合に1世帯に対して2万円ということでございまして、先ほどお話がありました全町民に1万5,000円を配るといふのはまた別ということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、子育て世帯に対する支援ということでございますけれども、今回、国のほうの事業ということにはなりませんけれども、令和7年の11月21日に閣議決定されました物価高に対応するための子育て応援手当というものが今回の補正の予算のほうで計上させていただいております。補正予算書のほうの18ページでございます。18ページ、最下段の扶助費のほうで2,700万円を計上させていただいておりますけれども、これが国の事業の分ということで見ていただきたいと思っておりますけれども、児童手当の受給者、児童手当を支給対象児童を養育する保護者の方々に対して子供1人当たり2万円の給付というところでございまして、子育て支援に関係するといったところはこちらの子育て応援手当、それから、もう一つがその上にあります低所得のひとり親世帯の生活支援の給付金ということで、この2本となっております。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 2点目の町として今後プレミアム商品券の発行の予定はあるのかと、そういうことが考えられるのかというふうなお話でございました。方法としては、今後、プレミアム商品券という考え方はあるとは思っています。ただ、今回は当然物価高対策というこ

とで、この時期で恐らく3月までに終わらせなさいといった制約がつくはずなんです。そういった意味で、例えば、プレミアム商品券の財源が来た場合に、それが年度初めとかというふうな、要は対象商店の公募とかもしなくちゃならないものですから、そういった意味で、そういった条件がそろえばというふうなお話であれば考えられるのかなと思っています。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 最後の水産業でございます。端的に申し上げれば、養殖業全体で厳しいという状況であるというふうに認識をしております。ただ、ただいまの町長の答弁と重複する部分もございますけれども、今回、予算措置した部分につきましては、あくまでも交付金の趣旨といいますか目的にのっとった形で物価高騰対策として予算措置をさせていただいたものでございまして、水産業が厳しいという話と今回の物価高の予算措置の部分につきましては、同じ土俵で論じるものではないのかなというふうに思っております。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 最後のほうから、今、農林水産課長の話ですと、今回の予算に関しては物価高対策ということの予算であって、これはまた別だというような形なので、その辺をじっくり考えて、漁民、養殖者が困らないような環境を町のほうで本気で考えてください。本当に厳しいんです。その辺だけ分かってください。

あと今町長が、やっぱり今回も物価高騰に対する対策ということで国のほうから来た予算なのでプレミアム商品券に関してはまた別だというような話ししていましたが、そのとおりだと思いますけれども、しかしながら、石巻では15割かな、それぐらいのプレミアム商品券をやっぱり発行して、5億円ぐらいのお金を何とか工面して石巻市民にそれをやっている。ほかの自治体もやっているということは、我が町もできないわけじゃないですけれども、町長も、新しい町長にして変わった割には、何かその辺の事業というのはなかなか難しいとは思うんですけれども、ただ、今、南三陸町の住民が苦しければ苦しきほど、この町が町民を本気で考えるか、こんなもんのかなというような考えに私はなると思うので、その辺が怖いので、町長に関してはいろいろな方法で手厚い方法を考えてほしいと思います。

あと企画課長の説明ですと、分かりました。前倒しで申請書を作るとか封筒を作るとかというのはなかなか難しいんでしょうけれども、今回はある程度予算が決められたときに来たら、やっぱり今の幹部の中で早く住民にお金を届けたいんだというような趣旨だったら、誰も議員が反対しないと思うんです。ただ、制度上、議会の了承と確認を得てからというのが基本だとは思いますが、なかなかその辺も現実報道に載ると、いつ来るんだろうと

というような形があるので、その辺は何とか前倒ししてできるだけもう早めに配付できるような対応を取っていただきたい。3月中旬、その辺は私の仲間もそうですし友達にも3月中旬ぐらいになると。その代わり、役場から申請書が来たら返信はもうすぐ出せば、その順番になるか分からないですけれども、早く出したほうがいいですよというような働きかけをしていきたいと思います。

とにかく全ての町民も含めてなんです、皆大変みたいです。今回のその状況というのは、歌津地区のプレミアム商品券で分かりました。25日販売で1日にあつという間に行列ができて、あつという間になくなったと。2割増しですけれども、その辺でも生活が助かると。だから、この現実を町のほう、あところいった事業をするために準備する側がしっかりとそれを考えてやっていってほしい。本当困っているんです。

私からは話したいこと、町に求めることは全て話したので、これで答弁はいいですから、取りあえず一日も早く給付になるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） ページ数12ページ、議会費について伺いたいと思います。

今回、執行部提案ということで報酬の見直しを先ほどなされたわけなんです、これにも補正が出ています。そこで、給料と違って報酬なので、見直しには住民の理解はもとより議会活動、議員活動の充実が大切なことだと思われま。

さきの議案の説明では、町長は成り手不足の解消にはということで、いささかの疑問を示されました。そこで、令和7年5月に議長会から出されている議員報酬見直しのガイドブックの中に、改定の時期の見直しということが載っていました。それには一度だけの見直しで終わりではなく、定期的な見直しが必要ではどうなっています。例えば、改選の4年ごとに見直しを行うことが……。

○議長（菅原辰雄君） 今野議員、今回のこの議題とどういう関連がありますか。今回はこれについての質疑ですから、何でもありませんのでちょっと理解してください。

○10番（今野雄紀君） 議員報酬の補正が出ているので、それについてお聞きしているんですけれども。

○議長（菅原辰雄君） ちょっと無理があるんじゃないですか、今の論調では。

後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 議長、予算に関係ないとおっしゃっていましたが、議員報酬は予算に計上されているので、今野議員の質疑は議題の範囲内だと思います。

○議長（菅原辰雄君） 簡明をお願いします。

○10番（今野雄紀君） 続けさせていただきます。

例えば、改選4年ごとに見直しを行うということが望ましいとうたわれています。1回にぼっぽり見直すよりも定期的な見直しをすることによって、町長は成り手不足の解消につながるのかどうか、そういったところを議員提案、執行部提案かかわらず所見を伺っておきたいと思えます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 先ほど、改定前、改定後の報酬ではなかなか成り手不足解消にはならないかなというふうなお話をさせていただきました。今、お話あったように、そういったガイドブックにあるように定期的な改定を議員間で行っていただければ、こういった提案が出るかは分からないんですけども、解消になるのかなというふうには思えます。

ただ、先ほど言ったように、現状の金額をこちらの執行部がやるとすると、根拠として人勸を使わざるを得ない。そうすると、先ほどの率しか上げることができませんので、そこは解消するのであれば、議員間での提案というのはそういった適当な見直しというのは必要なかなというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 私がお聞きしたかったのは、そういった定期的にすることによって、長期的な成り手不足の解消につながるかどうかという所感というかをお聞きしたかったので、実際問題は、いろいろ先ほど私言ったように町民の皆さんの理解とかあと議員活動とか議会活動の充実等も大切だと思われまますので、そこを今回執行部提案なされたので、町長の所感として、定期的に上げると長期的な形では議員不足の解消になるかどうかという、そこのところだけお聞きしたかったので、お願いしたいと思えます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） なると思えます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 最後に1点だけお伺いします。

○議長（菅原辰雄君） ごめん、1回やっているから、今回は2巡目なし。すみません、及川幸子議員、着席してください。

ほかの質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第44号 令和7年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（菅原辰雄君） 日程第12、議案第44号令和7年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第44号令和7年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては繰入金を、また歳出において総務費及び地域支援事業費をそれぞれ計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、議案第44号令和7年度南三陸町介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の37ページを御覧ください。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,290万円とするものでございます。

補正内容の細部につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに、補正予算書43ページをお開きください。

歳入でございます。

7款繰入金の1項1目一般会計繰入金は、介護認定業務に係る職員給与費等繰入金として11万4,000円を増額計上しております。

続いて、44ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款総務費の 1 項 1 目一般管理費につきましては、給与改定に伴う分として11万4,000円を増額するものであります。

同じく44ページ中段からとなります。

3 款地域支援事業費の 3 項 1 目包括的ケアマネジメント支援事業費につきましては、同じく給与改定に伴う分として31万5,000円を増額するものでございます。

続いて、3 款 3 項 4 目の生活支援体制整備事業費及び 3 款 3 項 5 目の認知症総合支援事業費につきましても、同じく給与改定に伴う分として38万4,000円と15万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、45ページ目をお開きください。

6 款の予備費につきましては、3 款地域支援事業費の増額分に係る財源調整といたしまして85万7,000円を減額計上としてございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 4 5 号 令和 7 年度南三陸町病院事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（菅原辰雄君） 日程第13、議案第45号令和7年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第45号令和7年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定による経費等を計上したものであります。

細部につきましては病院事務部事務長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、議案第45号令和7年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）の細部説明をさせていただきます。

詳細を病院事業会計補正予算に関する説明書のうち、予算事項別明細書にて説明させていただきますので、56ページをお開きください。

今補正につきましては、町長提案理由で申し上げましたとおり、人事院勧告に伴う給与改定に対するための所要額を補正計上しております。

まず、収益的収入におきまして、一般会計からの負担金3,300万円を今補正に係る財源として計上いたしまして、次に収益的支出におきましては、給与費として会計年度任用職員を含む職員141名分の職員給、次ページに続きますが、法定福利費を含めた3,327万1,000円を計上してございまして、57ページ下段、予備費27万1,000円を財源調整のため減額としたものでございます。

以上、簡単でございますが細部説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。質疑をお願いします。千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） すみません、1点だけです。

私が前議員だったときから、町のほうから病院のほうにお金を繰り入れないとなかなか病院経営がなっていないということで、そういったこともちょっと記憶に覚えています。今回に関しても、業務外収益で3,300万円が入っていますけれども、これは町からの繰入れだと思ふんですけれども、なかなか人口が減って行って病院経営、本当に大変だと思ふんです。そして、人口流入により患者数が増えているわけじゃなくて、逆に高度な医療を求めるために町外に町民が病院を求めて出て行っていると。市立病院、日赤、あと登米病院、この辺に行っている。これからの南三陸町の医療に関して、患者の確保とかあとはベッド数とかその辺、今現在問題はないんですか。問題があったらどういったものがあるか、その辺お聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 議員御懸念のとおり、病院経営、年々厳しくなっ

ございまして、当院はもとより全国的な傾向といたしまして、今、医療機関がその運営になかなか苦慮しているという状況でございます。

特に当町におきましても、その状況は同様でございまして、今回につきましても、一般会計からの負担金を頂戴して給与改定を行うという内容でございますし、令和6年の決算の際にも御説明させていただいたんですが、6年度決算においては約2億円の赤字決算という状況でございました。

現状におきましても、その傾向というのはなかなか改善されていないという状況がありまして、今後、病院の経営につきましてはどういった体制をもって臨んでいくのがいいのかというところを早急に詰めていかないといけないという段階に入っております。

いずれ、また決算という段階で議員の皆様にも御確認いただく機会はあると思いますが、引き続き、赤字幅を一概に即解決するというのはなかなか難しいんですけれども、それをできるだけ圧縮するという努力を一生懸命取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 志津川地区内にも1病院ありますけれども、事業継承を行っているというような話を先生から聞きました。そして、歌津地区においては、定期的に南三陸病院で勤務していた先生が今度歌津地区に病院を建設すると。その影響というのは南三陸病院にとっては大きいと思うんですけれども、その先生を追いかけて、今まで南三陸病院に来ていた患者さんが、歌津の地区はその先生のところに行くとか、そういった懸念というのは町のほうにはあるんでしょうか。その辺、最後にお聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 現時点において、どのくらいの影響が出るかというのはなかなか計り知れるものではないんですが、当然、町内に医療機関があるということであれば、まずは連携をさせていただくというのが大前提なのかなというふうに思います。当然、病院でございまして入院施設を持っているという部分もありますので、個人の開業の先生の中で対応できない部分については、当院がその部分を担うということも当然考えられることではございますので、その辺の連携は今後においても図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）ほかにないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討

論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第46号 令和7年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正
予算（第1号）

○議長（菅原辰雄君） 日程第14、議案第46号令和7年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第46号令和7年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算の概要について御説明を申し上げます。

今補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定による経費等を計上したものであります。

細部につきましては病院事務部事務長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、議案第46号令和7年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）の細部を説明させていただきます。

病院事業と同じく、予算書の説明書のうち予算事項別明細書にて説明をさせていただきますので、補正予算書の最終ページ、64ページを御覧いただきたいと思います。

今補正につきましては、町長提案理由で申し上げましたとおり、人事院勧告に伴う給与改定に対するための所要額を補正計上し、収益的支出のみの補正となっております。給与費として職員6名分の職員給、報酬、法定福利費を調整、整理の上、合計289万5,000円として計上したものでございます。

以上、簡単ではございますが細部説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。質疑をお願いします。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和7年度南三陸町議会1月会議を終了いたします。

これにて散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時44分 散会